

平成 30 年度独立行政法人福祉医療機構
社会福祉振興助成事業

日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業
報告書

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
平成 3 1 年 3 月

目次

I. はじめに.....	2
II. 検討委員名簿.....	5
III. 日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業 概要.....	6
IV. 本事業実施の背景.....	7
V. 日常生活支援住居施設のニーズ調査.....	9
(1) 生活支援付住居に関する調査票（全7ページ）.....	10
(2) 福祉事務所に対する調査結果.....	19
(3) そのほかの調査結果.....	35
VI. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所の設置.....	36
パイロット事業の概要.....	36
VII. 良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討.....	39
(1) 検討委員会の開催.....	39
(2) 日常生活支援住居施設の対象者像.....	39
(3) 日常生活支援住居施設のイメージ（骨子案）.....	40
(4) 日常生活支援住居施設の位置づけ.....	41
(5) 費用の考え方.....	43
VIII. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における日常生活支援サービスの検討.....	47
(1) 作業部会の開催.....	47
(2) 日常生活支援のサービス内容.....	47
(3) パイロット事業における日常生活支援のタイムスタディ.....	49
(4) タイムスタディから見えたこと.....	66
IX. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における人材の在り方の検討.....	67
(1) 作業部会の開催.....	67
(2) 人材育成について.....	67
X. まとめ.....	70
XI. 厚生労働省への提言.....	78

I. はじめに

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台 理事長 立岡 学

このたびはWAM助成を活用させていただき「日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業」を実施できました。現在、厚生労働省社会・援護局保護課においても、新たな社会福祉施設の在り方として、『社会福祉住居施設及び生活保護受給者の日常生活支援の在り方に関する検討会』が実施されており、その検討会の議論につながる実践事業ができたと思っております。

本事業実施にあたっては、良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方を検討する委員会を組織し、議論を重ねてまいりました。本委員会の委員長には、元厚生労働省社会・援護局長、現職時は保護課長もつとめられた兵庫県立大学客員教授の岡田太造先生に就任いただき、すでに良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所を運営されている認定 NPO 法人抱樸理事長の奥田知志氏、NPO 法人自立支援センターふるさとの会常務理事の滝脇憲氏、大阪市立大学准教授の垣田裕介先生をはじめ、見識ある先生方にご参画いただきました。各先生から実践をふまえたご助言を賜るなか、垣田裕介先生には今回の事業における日常生活支援住居施設の支援時間の分析に尽力いただき、岡田先生には、新たな社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設）のあるべき姿をまとめていただくなど、ただただ感謝申し上げる次第です。

また、本事業は仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課並びに仙台市各福祉事務所保護課の皆さまにも多大なご協力をいただき、福祉事務所側の日常生活支援住居施設のニーズと期待についても明確にできました。

今回本事業を実施したことで、以下の 3 点が明らかになったと感じております。

1 つ目は、経済的な余裕がない人でも住み慣れた地域・住み慣れた場所に長く住み続けることができる住居として、良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等がその選択肢の一つになりうるという点です。これは、良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所が地域包括ケアシステムを構築するうえで重要かつ必要な社会資源になることを意味します。2 つ目は、日常生活支援とは家族代替機能支援であることが分かった点です。検討委員会内で「日常生活支援とは何か」を議論するなかで、デイサービスに通うにあたり、デイサービスの事業所との送迎の調整、ケアマネージャーとの調整、食事の準備、食事の時こぼしたものの片付け、そして日常の挨拶や会話など、記録された支援内容と支援時間を分析する過程で本来、家族がいれば当たり前前に家族が担っていることをスタッフが家族に代わって支援しており、この家族の代替機能こそが日常生活支援だということが鮮明になりました。3 つ目として、良質な長期滞在（共同居住）型

の無料低額宿泊所を運営するにあたり、支援の質を担保するためには実践に即した人材育成が必要であるという点です。今回の議論では、人材育成分のコストも含めた運営費を試算しております。今後、国の検討会でも議論がすすむなか、少しでも参考になる数字を本事業で明らかにできたのではないかと考えております。

結びにあたり、本事業を実施するにあたって検討委員の皆さま、仙台市の皆さま、仙台市内の相談支援事業所、地域包括支援センターの皆さまをはじめ関係各位、そして本助成をいただいたWAMの皆さまに厚く御礼申し上げます。

引き続き、当法人が実施する生活困窮者支援事業等にご指導、ご鞭撻、ご支援、ご協力を賜りますようお願い致し、御礼のご挨拶と致します。

兵庫県立大学客員教授 岡田 太造（良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討委員会 委員長）

今回、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台が、WAM助成を受け「日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業」に取り組みました。昨年成立した生活困窮者自立支援法等一部改正法により制度化された日常生活支援住居施設について、設備や運営の基準が定められる前に試行的に取り組む事業です。立岡学理事長はじめ職員の皆さんが、経験のない中にもかかわらず意欲的に取り組まれるとともに、この事業のための業務記録を取る等御苦労いただいたことに、敬意を表したいと思います。

また、「良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討委員会」の委員として、同種の事業の先駆者であります特定非営利活動法人抱樸の奥田知志理事長、特定非営利活動法人自立支援センターふるさとの会の滝脇憲常務理事、大阪市立大学の垣田裕介准教授など実践家、学識経験者の方々にお集まりいただき、事業の実施状況について、様々なご助言やご意見をいただきました。特に、垣田先生には、日常生活支援のサービス内容の分析を取りまとめていただきました。

その結果、日常生活支援住居施設の各種基準を検討するにあたっての重要な資料となる成果を取りまとめることができたと考えています。

無料低額宿泊所の運営については、これまで様々な議論がありましたが、その運営の状況についてはよく知られていなかったのではないかと思います。今回の実践事業によって、利用者の状態やサービスの内容等について一定程度明らかにすることができたのではないかと考えます。また、日常生活支援住居施設での支援の実践を、居宅と社会福祉施設の間形態としての支援、要介護認定や障害者手帳が受けられないため公的な支援が十分に受けられない人たちに対する支援の二つの視点から検討を加えました。

日常生活支援住居施設の在り方の検討に際し、本実践事業の成果が参考となることを期待しています。

事業開始当初は、利用者が集められるのかとの心配もあったようですが、予想以上に早いペースで満室に近い状況で運営されているようです。事業開始から一年も経っていませんが、この住居施設は地域に欠かせない存在となっています。今後も、多くの方々の日常生活を支える施設として運営されていくことを期待しています。

最後に、検討委員会の委員の皆様、仙台市役所や市内の関係事業の皆様、特定非営利活動法人ワンファミリー仙台の役職員の皆様に感謝を申し上げたいと思います。

Ⅱ. 検討委員名簿

良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討委員会
委員名簿

※長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における日常生活支援サービスを
検討する作業部会及び長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における人材
の在り方を検討する作業部会委員を兼ねる。

委員長	岡田 太造	元厚生労働省社会・援護局長
委員	今井 誠二	一般社団法人パーソナルサポートセンター理事
委員	奥田 知志	NPO法人ホームレス支援全国ネットワーク理事長
委員	垣田 裕介	大阪市立大学准教授
委員	菅野 拓	人と防災未来センター主任研究員
委員	滝脇 憲	NPO法人自立支援センターふるさとの会常務理事
委員	立岡 学	NPO法人ワンファミリー仙台理事長
委員	新里 宏二	弁護士（新里・鈴木法律事務所）
委員	的場 由木	NPO法人すまい・まちづくり支援機構理事
委員	山田 耕司	認定NPO法人抱撲常務

Ⅲ. 日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業 概要

当法人は平成18年3月より仙台市においてホームレス等の自立支援をすすめるなか、無料低額宿泊所の運営を開始し、入居者の自立生活を支援している。国は無料低額宿泊所の貧困ビジネス規制を進める一方で、単身で生活することが困難と認められる生活保護受給者に対する支援を「日常生活支援住居施設」として新たに位置づけ、検討している。それらの基準等については現在議論中のため、当法人では本年度、独立行政法人福祉医療機構(WAM)より助成金をいただき、次の活動を行った。

- ① 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所の設置・運営
- ② 良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討
- ③ 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における日常生活支援サービスの検討
- ④ 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における人材の在り方の検討
- ⑤ 検討委員会の中心的な委員による作業部会
- ⑥ 活動報告書の作成及び報告会の開催

なお本報告書では、「日常生活支援住居施設」という名称を「長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所」と同義として使用する。

IV. 本事業実施の背景

当法人は、単身生活を基本とした一時滞在型無料低額宿泊所を運営し、地域において入居者が自立した生活を送れるよう支援してきた。しかし高齢化が進むなか、無料低額宿泊所の入居者のなかには介護保険サービス等を利用しながら地域生活を継続するケースも散見されてきた。福祉サービスを利用しながら単身生活を続ける人もいれば、サービスにつなぐだけでは日常生活の課題改善があまり見られず、サービス利用と併せて何らかの見守りや支援が必要な人もいるというのが実態である。以下は、福祉サービスにつなぐだけでは不十分な事例である

- 認知症と診断された入居者に、介護保険サービスを導入した。しかしその後、ヘルパーが入る約束の時間やショートステイの送迎予定時間に居室にいないことが多発した。たまたま当法人の事務所に来た場合には引き留め、支援員がショートステイ先の職員に事務所まで迎えに来てくれるよう手配したり、その日の利用をキャンセルするといった対応を行ったことがあった。
- 就労支援を受けながら単身生活を送っていた入居者が、急激な認知機能の低下により、自分の居室に戻れない、洗濯機の使い方を忘れ水漏れトラブルを起こすなど、日常生活に支障をきたすようになった。近隣住民から苦情が出ることもあったため、急ぎ福祉的サービスの活用について検討したが、本籍地不明により住所設定が進まないことや、もともと知的障害が疑われていたことなどから、福祉的サービス活用の前段の手続き及び介護保険制度か障害者支援制度のどちらの制度活用が適正であるかについてすぐに判定できなかつたため、サービスの利用までにかかなりの時間を要した。

こうした入居者の支援をとおして、今まで実践してきた単身生活者に対する支援では一定限界があると感じる程課題の複合化と深刻化が日常化しつつある現実に直面した。そこで、こうした単身生活が困難な人であっても、必要な生活支援や法的制度の活用により、何とか地域での生活が継続可能となる住まいの在り方ができないものか、さまざまな角度からの考察と検討を重ねてきた。

そうした中、国においては、無届施設での火災事故等を背景に無許可・無届施設への規制及びいわゆる「貧困ビジネス」を排除する狙いで、劣悪な無料低額宿泊所等に対する規制の強化を進める一方、高齢化が進行する現代日本社会に求められる制度設計の一つとして、単身生活が困難な方への日常生活支援を実施する良質な無料低額宿泊所等を「日常生活支援住居施設」として検討する動きが見られるようになった。

こうした社会情勢を背景に、本年度、独立行政法人福祉医療機構より助成金をいただき、将来的に日常生活支援住居施設となるべきものをパイロット事業として実践し、あるべき基準等について検討するに至った。パイロット事業を実施した「愛子ハウス」は、前述したような課題を抱えた単身生活者が、身体的能力あるいは認知的機能の低下により生活に困難が生じることになっても、可能な範囲でそれまでの居宅の形態を保持したまま地域生活が継続できるよう模索するなかで生まれた住まいである。

V. 日常生活支援住居施設のニーズ調査

パイロット事業を開始するにあたり、共同居住型の長期滞在型無料低額宿泊所といった住居形態がどれくらい地域で必要とされているのか、そのニーズを把握するために仙台市内の福祉事務所及び地域包括支援センター、病院、障害者の相談支援事業所を対象にアンケート調査を実施した。ここでは主に、福祉事務所のニーズ調査結果について報告する。

(1) 生活支援付住居に関する調査票 (全7ページ)

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業

生活支援付住居に関する調査

1. 回答者の担当する区を教えてください。該当する区にチェックを入れてください。
- 青葉区 宮城野区 太白区 泉区 若林区
2. 支援対象者に関する調査
- (1) 住まいを失った方の相談について、住まいを失う理由にはどのようなものが多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。
- (ア) アパートから追い出される
(イ) アパートを自ら出てくる
(ウ) 施設から退去させられる
(エ) 施設を自ら出てくる
(オ) 病院から退院させられる
(カ) 寮付きの仕事を失う
(キ) 会社の寮を無断で出てくる
(ク) 離婚により住まいを失う
(ケ) DV から逃れるために住まいを失う
(コ) 虐待から逃れるために住まいを失う
(サ) 矯正施設から出された後に住まいがない
(シ) その他 ()
- (2) 居宅（施設以外）で生活している支援対象者で、このまま居宅での生活が続けるのは難しいだろうと思う担当ケースはありますか。当てはまるものに○をつけてください。
1. ある 2. ない
- (3) 【(2)で「ある」と回答された方へ】どのような理由で、居宅での生活が続けるのは難しいだろうと感ずることが多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。
- (ア) 家計のやりくりができない
(イ) 生活リズムが昼夜逆転である
(ウ) 部屋の掃除ができない
(エ) 騒音を立てる
(オ) 頻りに近隣住民に対してクレームをつける

- (カ) 意図的に部屋の備品や壁等を壊す
- (キ) ゴミを分別して捨てることができない
- (ク) 食事に偏りがある
- (ケ) 後先考えずに契約行為をしてしまう
- (コ) 頻回に救急車、パトカーを呼ぶ
- (サ) 訪問時に会えない、連絡が取れない
- (シ) 適切に服薬ができない
- (ス) 身体的機能が落ちている
- (セ) 判断能力が低下している
- (ソ) 障がい特性によるもの
- (タ) 病気の症状によるもの
- (チ) その他 ()

(4) 居宅（施設以外）で生活している支援対象者について、大家より退去を求められたことはありますか。当てはまるものに○をつけてください。
1. ある 2. ない

(5) 【(4)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。
主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。
(ア) 家賃の支払が滞っている
(イ) 近隣住民とのトラブル
(ウ) 近隣住民からの苦情
(エ) 契約ルールを守らない
(オ) 犯罪行為がある
(カ) その他 ()

(6) 病院に入院している支援対象者について、病状の安定以外の理由で退院を求められることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。
1. ある 2. ない

(7) 【(6)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。
主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。
(ア) 治療の意思がない
(イ) 他患者とのトラブル
(ウ) ルールを守らない
(エ) 他患者または職員に対して暴力的な言動・行動がある

- (オ) 職員の言うことを聞かない
- (カ) 犯罪行為がある
- (キ) 脱走を繰り返す
- (ク) その他 ()

(8) 施設に入所している支援対象者について、何らかの理由で施設側から退去を求められることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

- 1. ある
- 2. ない

(9) 【(8)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

- (ア) 家計管理ができず、利用料の支払が滞る
- (イ) 施設の入居基準に合わなくなる
- (ウ) 他利用者とのトラブル
- (エ) ルールを守らない
- (オ) 他利用者または職員に対して暴力的な言動がある
- (カ) 職員の言うことを聞かない
- (キ) 犯罪行為がある
- (ク) 脱走を繰り返す
- (ケ) その他 ()

3. 支援対象者の住まいに関する調査

(1) 支援対象者の住まい・転居先として居宅（施設以外）を探す際に、大家等に断られる、あるいは適した住まいがない、など、困ることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

- 1. ある
- 2. ない

(2) 支援対象者の住まい・転居先として施設を探す際に、施設に断られる、あるいは適した住まいがない、など、困ることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

- 1. ある
- 2. ない

(3) 【(1)(2)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。主観で構いませんので、居宅（施設以外）あるいは施設を探す際にそれぞれ困難に感じる事が多い理由の上位5つの口にチェックをつけ、「具体的に」の欄には記述してください。

理由	居宅（施設以外）	施設
<支援対象者の病気や障害によるもの>		
障害がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(具体的に)	(具体的に)
病気がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(具体的に)	(具体的に)
アルコール、薬物等依存症がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(具体的に)	(具体的に)
施設に入る基準より軽度		<input type="checkbox"/>
その他	(具体的に)	(具体的に)
<支援対象者の特性によるもの>		
家計のやりくりができない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自分を傷つけるような行動をする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
衝動的である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過度に不安、神経質である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
過度に依存的である	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
徘徊などの行動が見られる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
すぐいなくなる	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人の希望が不明瞭（決断することを避ける）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
前科前歴がある	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	(具体的に)	(具体的に)
<他者との関係性によるもの>		
他者との協調性がない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
権威に対して意図的に従わない、反抗する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
身体的な攻撃をする	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
乱暴な口をきく	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
社会的な関わりを避ける	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
約束を守らない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

理由	居宅（施設以外）	施設
その他	（具体的に）	（具体的に）
<身寄りに関するもの>		
家族がいない	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
家族が本人の支援を拒否している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
本人が家族との関わりを拒否している	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	（具体的に）	（具体的に）

（４）支援対象者を住まいにつなげる際に、居宅（施設以外）、無料低額宿泊所、保護施設、の判断はそれぞれどのようにされていますか。（自由記述）
居宅（施設以外）：

無料低額宿泊所：

保護施設（救護施設）：

（５）仙台市において、無料低額宿泊所を利用する際に、こういった機能をイメージされていますか。（自由記述）

(6) 既存の社会福祉施設としての無料低額宿泊所について、どのようにお考えですか。(自由記述)

(7) 支援対象者を住まいにつなげる際に、どのような受け入れ先があると良いと考えますか。(自由記述)

4. 日常生活支援住居施設に関する調査

(1) 8月1日より日常生活支援住居施設のパイロット事業として、別添のチラシの住居(愛子ハウス)を設置します。入居させたい人(生活保護受給者)はいますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. いる 2. いない

(2) 【(1)で「いる」と回答された方へ】それは、どのような人ですか。当てはまるものに○をつけてください。(複数選択可)

- (ア) 独居生活が困難になったけれども介護施設等に入居するほどでもない、常時見守りなどの生活支援が必要な人
- (イ) 保証人がつけられないために介護施設等に入所できない人
- (ウ) 施設になじまなかった人
- (エ) 退院後の受け入れ先が見つからない人
- (オ) 一時滞在型の無料低額宿泊所等に入居しているがADLの低下等で独居生活が困難になった人、あるいは一時滞在型の無料低額宿泊所等のうち、将来にそなえ、日常生活支援住居施設を希望する人
- (カ) 住み慣れた愛子地区(愛子ハウスの地域)で住みつづけたいと考える独居生活が困難な人
- (キ) その他 ()

(3) 入居者について、チラシに記載されている入居者像以外にどのような方が入居できるようになればよいと考えますか。(自由記述)

(4) 愛子ハウスの支援内容等について、チラシに記載されているほかに、どのような機能があつたら良いと考えますか。(自由記述)

調査項目は以上です。ご協力ありがとうございました。

平成 30 年 8 月 10 日までにご回答いただければ幸いです。8 月 10 日以降に各福祉事務所まで回収に伺います。

愛子ハウスのご案内

ワンファミリー仙台が、新しい住まいをご提案します。

基本理念：愛子ハウスは生きてよかったと思える家

1. 幸せの実現
…入居者の誰もが寂しさを感じず、安心して楽しく暮らせる場を実現する。
2. 見守りと支え合い
…見て見ぬふりをせず、お互いに支えあって生活する。
3. その人らしい生き方
…自分や仲間の可能性を信じながら自分らしく生きる。
4. 家族のようなつながり
…ハウスのことは入居者みんなで考え、一緒に生活する仲間とともに成長する。
5. 感謝と貢献の気持ちを大切に
…ハウスの仲間や地域の皆さんへの感謝を忘れず、自分が出来ることは進んで行く。
6. 困ったときはお互いさま
…緊急で入居してきた人がいたら、暖かい気持ちで受け入れる。



《施設外観》



《施設の周辺地図》



○生活場所(住所) 仙台市青葉区愛子中央六丁目 3-21
(JR 愛子駅から徒歩 3 分)

○施設構造
2階建て鉄筋コンクリート造(床面積 413.38㎡)
○生活スタイル 利用者1人につき1居室を準備。
(個室の居室面積 14.4㎡)
それ以外に共用スペースあり。

○備品
個室：ベッド、エアコン、テレビ、冷蔵庫、ポット
共有：トイレ、浴室、洗面所、食堂、共有室
○職員体制
昼夜ともに常時2名程度配置し、24時間体制で見守りの
スタッフがきます。

○定員 14名
○利用料 家賃： 37,000円
共益費： 10,000円
生活支援費：36,000円

※利用料には、電気代・水道代・お米代が含まれます。
(毎日、朝・昼・晩のごはんが出ます。おかずはそれぞれで準備して下さい。週に一度、夕食会があります。)
※冬期には暖房費加算があります。

ハウス入居者は、こんな方を想定しております。

- ◎生活保護受給者で、独居生活が困難になったけれども介護施設等に入居するほどでもない、常時見守りなどの生活支援が必要な人
- ◎保証人がつけられないために介護施設等に入所できない人
- ◎施設になじまなかった人
- ◎退院後の受け入れ先が見つからない人
- ◎一時滞在型の無料低額宿泊所等に入居しているがADLの低下等で独居生活が困難になった人、あるいは一時滞在型の無料低額宿泊所等の入居者のうち、将来にそなえ、日常生活住居施設に住みたいと希望する人
- ◎住み慣れた愛子地区で住みつけたいと考える独居生活が困難な人



【支援内容】

基本的に外部サービス（介護保険サービス、障害者福祉サービス等）を利用していただきます。その他、個別支援計画等の作成、社会的手続き支援、就労支援、日常生活支援、食事提供（ご飯のみ常時食堂に用意。週に一度夕食提供あり）、利用者同士のつながり支援など

【受入条件】

- ・生活保護受給者
- ・単身の生活や、介護施設等での生活が困難で住まいに困っている方
- ・入居にあたって保証人は求めません。
- ・単身で自立している方や既存施設にて生活が安定している入所者は、原則対象外です。

【ルール】

- ・共同生活をするために最低限必要な大まかなルールはありますが、利用者と話し合いながら決めていきます。

【お申し込み先】

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
宮城県仙台市青葉区二日町 4-26 リバティーハイツ二日町 102
Tel: 022-398-9854 / Fax: 022-398-9856

(2) 福祉事務所に対する調査結果

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台
日常生活支援付き無料低額宿泊所の実践事業

生活支援付住居に関する調査（結果概要）

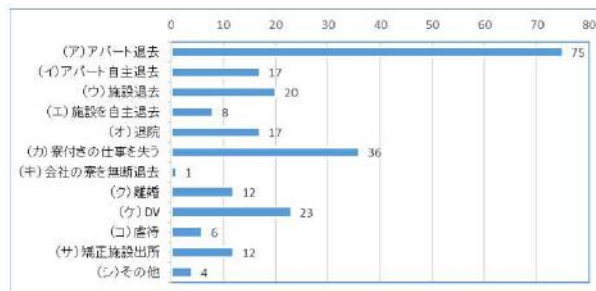
1. 回答者の担当する区を教えてください。

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
21	15	5	33	5	79

2. 支援対象者に関する調査

(1) 住まいを失った方の相談について、住まいを失う理由にはどのようなものが多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

(ア) アパートから追い出される	75
(イ) アパートを自ら出てくる	17
(ウ) 施設から退去させられる	20
(エ) 施設を自ら出てくる	8
(オ) 病院から退院させられる	17
(カ) 寮付きの仕事を失う	36
(キ) 会社の寮を無断で出てくる	1
(ク) 離婚により住まいを失う	12
(ケ) DV から逃れるために住まいを失う	23
(コ) 虐待から逃れるために住まいを失う	6
(サ) 矯正施設から出された後に住まいがない	12
(シ) その他 ・ 家賃滞納による強制退去 ・ 大家とのトラブルが多い ・ 刑務所からの出所 ・ 長期入院、長期拘留	4

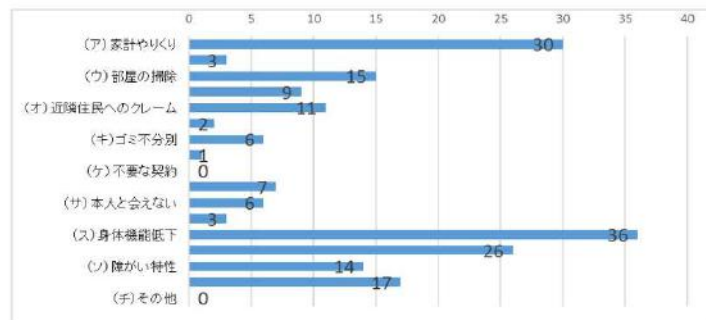


(2) 居宅（施設以外）で生活している支援対象者で、このまま居宅での生活を続けるのは難しいだろうと思う担当ケースはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 63 2. ない 15 無回答 1

(3) 【(2)で「ある」と回答された方へ】どのような理由で、居宅での生活を続けるのは難しいだろうと感じることが多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

(ア) 家計のやりくりができない	30
(イ) 生活リズムが昼夜逆転である	3
(ウ) 部屋の掃除ができない	15
(エ) 騒音を立てる	9
(オ) 頻回に近隣住民に対してクレームをつける	11
(カ) 意図的に部屋の備品や壁等を壊す	2
(キ) ゴミを分別して捨てることができない	6
(ク) 食事に偏りがある	1
(ケ) 後先考えずに契約行為をしてしまう	0
(コ) 頻回に救急車、パトカーを呼ぶ	7
(サ) 訪問時に会えない、連絡が取れない	6
(シ) 適切に服薬ができない	3
(ス) 身体的機能が落ちている	36
(セ) 判断能力が低下している	26
(ソ) 障がい特性によるもの	14
(タ) 病気の症状によるもの	17
(チ) その他	0

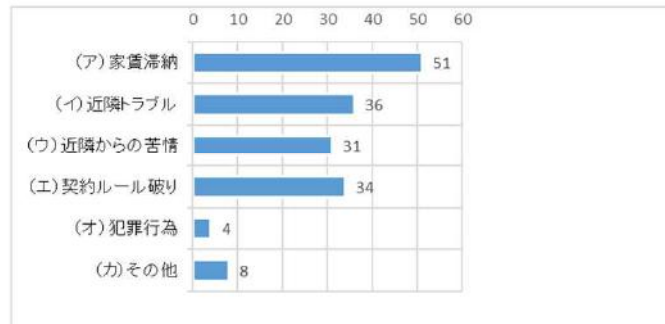


(4) 居宅（施設以外）で生活している支援対象者について、大家より退去を求められたことはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 63 2. ない 15 無回答 1

(5) 【(4)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

(ア) 家賃の支払が滞っている	51
(イ) 近隣住民とのトラブル	36
(ウ) 近隣住民からの苦情	31
(エ) 契約ルールを守らない	34
(オ) 犯罪行為がある	4
(カ) その他 ・ 大家とのトラブル ・ 無断で失踪する ・ ごみ屋敷になっている ・ アパートの取り壊し ・ 取り壊し ・ 建物解体 ・ 老朽化のため	8

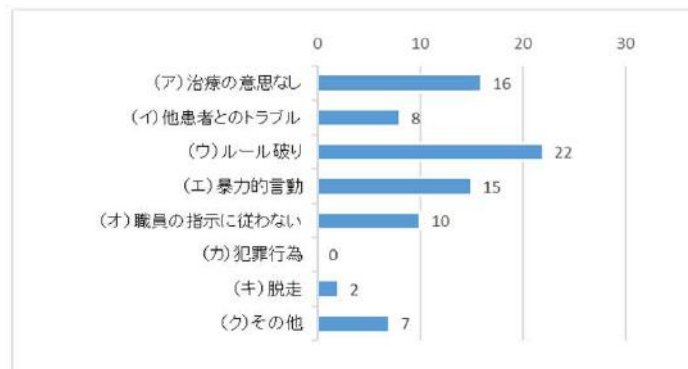


(6) 病院に入院している支援対象者について、病状の安定以外の理由で退院を求められることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 33 2. ない 45 無回答 1

(7)【(6)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。
主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

(ア) 治療の意思がない	16
(イ) 他患者とのトラブル	8
(ウ) ルールを守らない	22
(エ) 他患者または職員に対して暴力的な言動・行動がある	15
(オ) 職員のいうことを聞かない	10
(カ) 犯罪行為がある	0
(キ) 脱走を繰り返す	2
(ク) その他 ・ 本人負担の金額を支払わない ・ 治療の終了による ・ 看護師へのセクシャルハラスメント ・ 長期療養型等への転院を求められる ・ 3か月 ・ 長期入院ができない病院の場合 ・ 精神障害	7

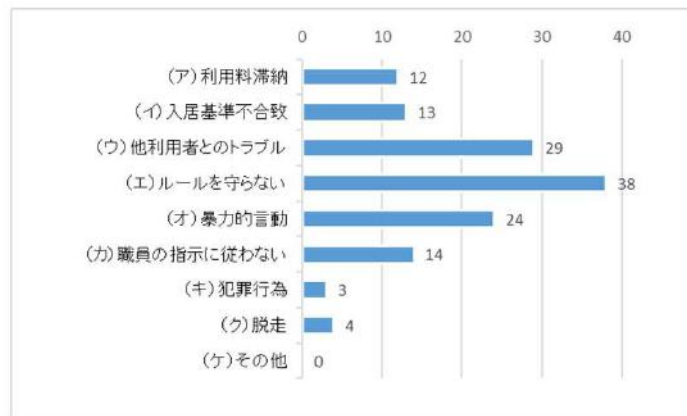


(8) 施設に入所している支援対象者について、何らかの理由で施設側から退去を求められることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 51 2. ない 27 無回答 1

(9)【(8)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多いですか。
主観で構いませんので、当てはまるもの上位3つに○をつけてください。

(ア) 家計管理ができず、利用料の支払が滞る	12
(イ) 施設の入居基準に合わなくなる	13
(ウ) 他利用者とのトラブル	29
(エ) ルールを守らない	38
(オ) 他利用者または職員に対して暴力的な言動がある	24
(カ) 職員の言うことを聞かない	14
(キ) 犯罪行為がある	3
(ク) 脱走を繰り返す	4
(ケ) その他	0



3. 支援対象者の住まいに関する調査

(1) 支援対象者の住まい・転居先として居宅（施設以外）を探す際に、大家等に断られる、あるいは適した住まいがない、など、困ることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 73 2. ない 6

(2) 支援対象者の住まい・転居先として施設を探す際に、施設に断られる、あるいは適した住まいがない、など、困ることはありますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. ある 61 2. ない 17 無回答 1

(3)【(1)(2)で「ある」と回答された方へ】それはどのような理由が多い
ですか。主観で構いませんので、居宅（施設以外）あるいは施設を探す際に
それぞれ困難に感じる人が多い理由の上位5つの口にチェックをつけ、
「具体的に」の欄には記述してください。

理由	居宅（施設以外）	施設
<支援対象者の病気や障害によるもの>		
障害がある	24（※1）	8（※7）
病気がある	8（※2）	8（※8）
アルコール、薬物等依存症がある	13（※3）	8（※9）
施設に入る基準より軽度		14
その他	3（※4）	3（※10）
<支援対象者の特性によるもの>		
家計のやりくりができない	19	5
自分を傷つけるような行動をする	1	1
衝動的である	8	4
過度に不安、神経質である	4	7
過度に依存的である	3	4
徘徊などの行動が見られる	2	5
すぐいなくなる	3	4
本人の希望が不明瞭（決断することを避ける）	9	2
前科前歴がある	14	5
その他	6（※5）	3（※11）
<他者との関係性によるもの>		
他者との協調性がない	14	21
権威に対して意図的に従わない、反抗する	9	9
身体的な攻撃をする	7	6
乱暴な口をきく	16	11
社会的な関わりを避ける	6	2
約束を守らない	27	14
その他	1	1
<身寄りに関するもの>		
家族がいない	46	32
家族が本人の支援を拒否している	35	25
本人が家族との関わりを拒否している	21	6
その他	8（※6）	5（※12）

※1 居宅で難しい理由の「障害がある」の具体的理由

- ・ 不動産や家主がいやがる・精神障害があると断られる・知的、精神科通院ある人は×
- ・ 精神障害者は受入れをしぶられることが多い・精神障害による・階段昇降困難
- ・ 階段の昇降不可・精神疾患があること・精神障害で転居困難または意思が無い
- ・ 身体障がいの場合、住居の構造上難しい時がある・精神障害を理由に入居を拒否される
- ・ 腎不全で片足切断・精神疾患は特に×
- ・ 車いす生活・身体、精神、知的問わず全て。
- ・ 妄想有。治療拒否。・知的障がいがある。

※2 居宅で難しい理由の「病気がある」の具体的理由

- ・ 精神障害があると断られる・精神疾患がある。

※3 居宅で難しい理由の「アルコール・薬物等依存症がある」の具体的理由

- ・ 入居審査が通らない・近隣住民への迷惑行為、救急車頻回要請
- ・ アルコール・酒気帯びでアパート探しする。

※4 居宅で難しい理由のうち、支援対象者の病気や障害によるもの「その他」

- ・ 保証人、緊急連絡先が確保できない
- ・ 緊急連絡先なし・80代の高齢者

※5 居宅で難しい理由のうち、支援対象者の特性によるもの「その他」

- ・ 生活保護者。高齢である。・要望が多い・高齢などで自ら物件探しが困難 or 忌避ぎみ
- ・ 保証人がいない・生活能力が低い・保証会社が通らない

※6 居宅で難しい理由のうち、身寄りに関するもの「その他」

- ・ 生活保護受給中であるため・保証人、緊急連絡先がない・高齢である
- ・ 身内は一人いるが障害者施設に入居している・保証会社の審査に通らない。

※7 施設で難しい理由の「障害がある」の具体的理由

- ・ 精神、知的、身体の軽度の複合障がいでもどこも対象にならない

※8 施設で難しい理由の「病気がある」の具体的理由

- ・ 妄想性障害・医療的ケアが困難

※9 施設で難しい理由の「アルコール・薬物等依存症がある」の具体的理由

- ・ 施設が殆どいっぱい・障がいサービスではなく医療で対応するよう言われる
- ・ 治療トラブルがあると×
- ・ 生活ルールを守れない

- ・ アルコール依存は対応不可と言われる・薬物依存歴がある。

※10 施設で難しい理由のうち、支援対象者の病気や障害によるもの「その他」

- ・ 介護認定がない・認知症対応施設がなかなか見つからなかった・要介護度が軽い

※11 施設で難しい理由のうち、支援対象者の特性によるもの「その他」

- ・ 盗まれ妄想がある・保証人がいない・金銭管理を施設に委託することに同意しない

※12 施設で難しい理由のうち、身寄りに関するもの「その他」

- ・ 身元引受人がいない

(4) 支援対象者を住まいにつなげる際に、居宅（施設以外）、無料低額宿泊所、保護施設、の判断はそれぞれどのようにされていますか。（自由記述）

居宅（施設以外）：

- ・ 本人に病気・障がいがない場合
- ・ 一人で自立した生活ができる人
- ・ 支援を受けなくても日常生活動作を一人でできるかどうか
- ・ 身の回りのことは自身でできる。金銭管理ができる。必要なサービスを利用すれば居宅生活可能と判断できる。
- ・ 相談者自身の希望を優先
- ・ 支援対象者の状況、生活歴等により総合的に判断する
- ・ 本人の意思によるが、自ら居所を探してこれるか。
- ・ 自分で身の回りのことができ、契約行為ができる（あるいは親族の支援をうけられる）
- ・ 金銭管理ができる。ADL自立。
- ・ 一定程度の金銭管理、身辺管理ができる方。自ら契約行為ができる方。
- ・ 金銭管理能力。生活面での自立。保証人の有無。
- ・ 単身生活可能で保証人が確保できる方。住まい探し、手続きが能力的にも時間的にも可能な方。
- ・ 自分で家が探せる。緊急連絡先となる家族がいる。
- ・ 本人の希望重視です。
- ・ 原則は一般住宅で居所設定するよう助言しており、基準額内の家賃であれば最も望ましい住居の在り方だと考えます。
- ・ 公的サービスを導入することで生活が成り立つ見込みがある。
- ・ 身体機能、病状、生活能力に問題がなければ基本的にはアパートをすすめます
- ・ 判断能力、生活能力、他者との協調等独居ができる、アパートを見つけられる。

- ・ 一人暮らしの方が本人の病状的に安定している
- ・ 本人が安心して長く住まうことができるためには。
- ・ 家族や支援者が周りにいる人
- ・ ADLが自立している
- ・ 近隣住民と折り合いがつけられるか。
- ・ 過去に居住生活が可能であった方。関係機関（病院、サービス事業者等）から意見を求め、居宅可能と思われる方。
- ・ 社会生活能力が自立している
- ・ 金銭管理の可否が最重要。次に支援者に意思表示して支援を求めることができるか否か。届け出をすることができるか。
- ・ 一人暮らしは可能かどうかは面接で聞いたり身内から聞いて判断する。
- ・ 年齢、ADL、病状や障害特性により、単身生活が可能であるか。
- ・ 自立生活可能。入居可能（契約締結可能）。
- ・ 無低、保護施設以外の方を主につなげる。
- ・ 主の希望。ADLの自立度。

無料低額宿泊所：

- ・ 居所がなく、そこまで緊急性を要しない場合
- ・ 適宜サポートを受ければ一人で自立して生活ができる人
- ・ 緊急で住まいを見つける必要があるものの行き場がない（住まいがない）自立して生活していくことは可能。各種手続きや諸事情から。
- ・ 単独での居宅生活が困難で、支援者の協力がなければ生活できないが、受け入れ先がない。
- ・ 支援対象者の状況、生活歴等により総合的に判断する
- ・ 保証人がいなく居所が見つからない場合
- ・ これまでつないだことがない。
- ・ 契約行為が難しく、安定した居所を必要とする方。
- ・ 検討したことが無い。
- ・ 保証人がおらず（居所を喪失しているなど）早急な住居確保が必要な方。
- ・ 路上生活経験者のうち、居宅が可能と思われるもの。
- ・ 保証人がなく一般の賃貸住宅が見つけれない等、不動産屋を介して住居の設定が困難と認められる場合に無料低額宿泊所の案内を行っています。
- ・ 公的サービス+αの伴走支援を要すると思われる方。
- ・ 緊急性のあるもの
- ・ 担当ケースで紹介した経験がありません
- ・ 一人でアパートを見つけれない。

- ・ 居宅の受入れ先が無い。
- ・ 対人面に問題があるが、なんとか小集団であれば折り合いがつけられるか。
- ・ ケースワーカーから利用につなげたことはありません。ホームレス等で住まいに困っている方が入居後に保護申請されるイメージです。
- ・ 居宅は可能かもしれないが、住居を失った場合。医療、介護の必要が低い場合。
- ・ 無低の大家に問い合わせ、判断する。
- ・ 自立生活可能。入居困難。自立支援が必要。
- ・ 独居生活は可能だが、何等かの理由により居宅を見つけるのが困難な方を主につなげる。
- ・ 自力でアパートを探せない。ホームレス歴長く、定住して社会生活を送れるか判断しかねる場合。

保護施設（救護施設）：

- ・ 居所が無く、緊急性を要する場合（一時入所）
- ・ 一人で生活するのが無理な人
- ・ 介護度は低いが、日常生活動作・社会生活能力に不安がある方
- ・ 自立した生活が困難な傷病、障がいがある
- ・ （主に）精神疾患があり、居宅生活へ移行する前に訓練を要する。
- ・ 支援対象者の状況、生活歴等により総合的に判断する
- ・ 今までの生活歴と本人の意思。
- ・ 在宅での単身生活が困難。（長期入院等により、既に自宅を引き払っている等）
- ・ 生活全般において見守りや支援が必要である方。
- ・ 生活面での自立度。金銭管理能力。
- ・ 法 38 条による。本人が集団生活ができる。生活する上での枠組みを要するもの。
- ・ 救護施設を案内する例は極めて少ないと考えます。障がい、介護の施設の利用に結び付けることが困難な事例について、年に数件案内する程度です。
- ・ 居宅生活が困難で生活上多くの支援を要する方（身体機能ではなく）
- ・ なんらか問題があってアパートの契約ができず他法の施設も利用できない場合
- ・ 判断能力、生活能力、他者との協調等独居ができる、アパートを見つけられるが全て不可。
- ・ 居宅で一人暮らしが困難ではあるが、入院は必要としていない。
- ・ 居所が無い人。居宅での生活が不安な人。
- ・ ADL が自立していない。
- ・ 対人面に相対的な困難があり、周囲と折り合いがつけられない。
- ・ 様々なサービスを利用しても身辺自立、金銭管理、契約行為等困難と思われる場合。
- ・ 社会生活能力が高い方ではあるが、一定の支援が必要な方。

- ・ 障がいのある住居を失いそうな場合。
- ・ 施設に問い合わせ、判断する。
- ・ 年齢、ADL、施設のルールや集団生活に適應できるか。
- ・ 自立生活不能。
- ・ 障がい、傷病等で独居生活が困難な方を主につなげる。
- ・ 服薬管理できない。失踪のおそれがある。病状重く見守り必要等。

(5) 仙台市において、無料低額宿泊所を利用する際に、こういった機能をイメージされていますか。(自由記述)

- ・ 居所を確保できない人への緊急避難場所という機能
- ・ とりあえずの居所確保と、その後の自立支援（就労支援や介護サービスの導入等）の続きをサポートすること
- ・ 居所を失った人が一時的に利用する施設
- ・ 保証人がいなく、居宅生活ができない方が入所する施設であり、入居はしやすいものの、管理費が多くなるため、受給者の生活を少し圧迫してしまう場合があるようなイメージがあります
- ・ 見回りがなされている
- ・ 住まいに困る方々の最後の砦のイメージ。
- ・ 行き場の無い人への支援
- ・ 居宅がない状態の対象者が一時的に身を寄せる場所
- ・ 契約行為を行うことが難しい
- ・ これまでの経験が無いのですが、居所確保の際に資源が無く困ってしまうケースはこれまでに多数あったので、ぜひ有効な資源として活用していきたい。
- ・ 生活に必要な最低限の家具家電が揃っており、比較的すぐに生活が始められる。自立に向けた支援が受けられる。
- ・ 居所が見つかるまで一時的に入所させてくれる機関
- ・ 路上生活を余儀なくされた方や、求職活動において住所がなく、就職できず、どんどん困窮していってしまう悪循環に陥った方の住まいを確保すること。
- ・ 仙台市内の無低は大都市圏と形態が違うものが多い。「居宅生活+関わる人がいる」というイメージ。
- ・ 路上生活からも入居可能な住居
- ・ 一定の生活管理（金銭管理、見回りなど）
- ・ 見守り機能。諸手続きの助言や同行。本人の状況から民間アパート契約が困難な方。
- ・ ホームレスが安定した住居を確保するまでの住まい
- ・ 本人以外の同意にケースワーカーを使わないものがあるがたい

- ・ スタッフの支援がある。料金が低く設定。
- ・ ホームレスの人が入居する。
- ・ 多少の問題があってもその人が安心して生き活きと生活できる場。
- ・ ある程度身辺自立している方が住まいに困って入居されるイメージです。(居所確保のため)
- ・ 居宅、施設に入るまで、一定期間入居できる。
- ・ 住居のないある程度健康な者が住居を失う原因となった課題に取り組み、在宅を目指す場所。
- ・ アパートに入ることが緊急で困難な場合や、アパートを見つけることが難しい場合の人に対して利用する。
- ・ 住宅確保が難しい、理由があり経過があつて全部をまとめて支援してくれる頼りになる施設。
- ・ 利用者に対する個別の支援計画に基づき、日常生活の支援、各種手続きの支援、就労に向けての支援等を行いながら、独居生活に向けての自立訓練を行っていく。
- ・ イメージできるほど情報が公開されていない気がする。利用の流れがいまいち分からない。

(6) 既存の社会福祉施設としての無料低額宿泊所について、どのようにお考えですか。(自由記述)

- ・ 生活保護が居所の確保を前提にしている以上絶対に必要な施設だと思います。法律の方が間違っていると思うほどです。
- ・ 既存の社会福祉施設を補充する施設
- ・ 路上生活者の方において、住まいを提供してもらうことは良いことと思いますが、管理費が高額で、受給者から苦情を福祉事務所に言ってくることもあり、一つの課題であると考えます
- ・ 生活に困っている方の支援団体として、もっと一般に広く知られてほしい。
- ・ 一時的な場所と言われているが、転居先がなく行き場の無い方が入居している。
- ・ ベストなあり方(施設)と言い切れない部分もあるが、一般住宅を見つけられない単身での生活に不安のある方には手近なサービスだと考える。
- ・ シェルター的な役割を担って頂いたり、助かっています。中には、支援の機能をはたして下さらない無償もあります。完全に、住居供給のみの機能とお考えの場合は役割分担を確認する必要があると思います。
- ・ 玉石混交だと思う。
- ・ 安心して利用できる場。
- ・ 居所の確保が難しい方にとっては大変有効な施設かと思います。入居者が抱える課題が様々なので、自立に向けた支援をより手厚くしていただけるとよいと思ったことは

あります。

- ・ 現在まで無低を利用されている方を担当したことがないため、状況を把握できていないというのが正直なところです。
- ・ 様々な宿泊所を見て来た。相当の違いがある。一様に言えないと思った。
- ・ 支援する力が限られているので、薄く濃いにバラツキ、安定性が無い。

(7) 支援対象者を住まいにつなげる際に、どのような受け入れ先があると良いと考えますか。(自由記述)

- ・ 緊急連絡先を確保できなくても入居できる場所
- ・ 医療的なサポートが充実した施設だと理想的だと思います。路上生活者の多くが何らかの疾病や障がいを抱えているように感じます。そのことを本人に気付かせてあげられるようなサポートがあればいいと思います。
- ・ 身元引受人(扶養義務者)がいなくても入居できる住まいがあると良い
- ・ 高齢者、障害者の見守りがある施設(GH等)
- ・ 自立できるよう路上生活者等自立準備ホーム(清流ホーム)のような施設が増えられれば良いと考えます
- ・ 保証人なしでも入居できる住宅
- ・ 生活を建て直したいと切に願い、努力しようとする方に親身に対応してくれるところ。受け入れた方の支援について、関係機関と協力して丁寧に考えてくれるところ。
- ・ 地域とのかかわりをもてるよう、支援者がいる
- ・ 保証人不要のアパート
- ・ まだ在宅生活ができる方であっても、高齢、保証人がいない等の理由で受入れが困難な現実。
- ・ 福祉事務所からの家賃代理納付をもって保証人の代わりとみなしてくれる受入れ先
- ・ 身元引受人や保証人がない人で、単身生活が困難な人の受入れ先があると良いと考えます。
- ・ 身元引受人(保証人)がなくても引き受けてもらえるとう助かります
- ・ 保証人、緊急連絡先を問わないところ。
- ・ 介護度や障がい手帳の有無によらず入所できる施設。
- ・ 身寄りの無い人でも可能。保護基準の生活費で費用がまかなえる。社会性を身に着けられる。
- ・ 保証人不要でも入居可能な受け入れ先
- ・ 介護を要するが身元引受人がおらず施設入所できないケースが多い。そのような方を受け入れられる施設。
- ・ やはり福祉の現場と、宅建業界とのネットワークが地域の中にあると良い。保護の方向けの物件を紹介する窓口のようなもの。また、地元宅建業者や関係機関の間の協議会

があると良いかも。

- ・ 一般住宅、障害サービス、介護サービスの中に、生保の人々がつながっていくのがベストである。(生保に特化した支援施設はあるべき未来なのか?と疑問に思う。救護施設をもっと幅広く考えるということなのか?)
- ・ 一般の居宅契約が困難な方で、無低に依頼する際は、法人により無低のカラーが違うので本人のニーズに合わせて依頼するようにしています。受入れ先としては、民間、市住、有料老人、サ高住、無低、シェルター、救護、養護など。
- ・ 家族や緊急連絡先がない方でも入所できる場所
- ・ 本人以外の同意にケースワーカーを使わないものがある
- ・ 保証人がいなくても利用できる。見守りや相談できる職員がいる。
- ・ 福祉的支援のできる団体が運営している受入れ先。
- ・ 緊急連絡先や保証人がいなくても入居可能な受け入れ先
- ・ 家賃滞納、他人居者とのトラブル等で住まいを失った受給者がすみやかに入居できるアパートがあればありがたい。保証人がなくても入れるアパート。
- ・ 身寄り(保証人)の無い人を引き受けてくれる受け入れ先
- ・ 民間の緊急一時支援施設みたいな緊急の受け入れ先と、次の生活の場につなげてくれるようなところ。
- ・ 過去に居宅、施設生活が何らかのトラブルにより困難となった方でも根気よく関わり続けてくれるスタッフがいる住まい。
- ・ 支援対象者の病状、特性に合わせた見守り、支援、対応をしていただける場所。
- ・ 家族で入れる場所。
- ・ 保証人や緊急連絡先がなくても受け入れが可能であったり、入居の初期費用がかからない所だと、支援対象者の過失により居所を失った時に、住む場所の確保ができる。
- ・ 単に居所確保タイミングに限られていたなら、時間を見て次の居住先を探していただく。支援が必要な人を支援できる居住先につなげる支援をする

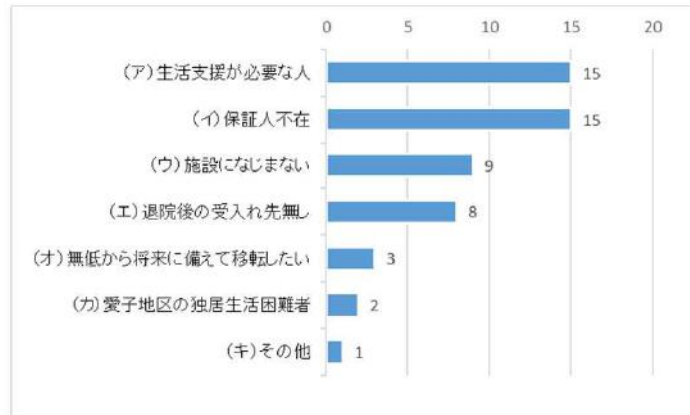
4. 日常生活支援住居施設に関する調査

(1) 8月1日より日常生活支援住居施設のパイロット事業として、別添のチラシの住居(愛子ハウス)を設置します。入居させたい人(生活保護受給者)はいますか。当てはまるものに○をつけてください。

1. いる 25 2. いない 48 無回答 6

(2) 【(1)で「いる」と回答された方へ】それは、どのような人ですか。当てはまるものに○をつけてください。(複数選択可)

独居生活が困難になったけれども介護施設等に入居するほどでもない、常時見守りなどの生活支援が必要な人	15
保証人がつけられないために介護施設等に入所できない人	15
施設になじまなかった人	9
退院後の受け入れ先が見つからない人	8
一時滞在型の無料低額宿泊所等に入居しているがADLの低下等で独居生活が困難になった人、あるいは一時滞在型の無料低額宿泊所等のうち、将来にそなえ、日常生活支援住居施設を希望する人	3
住み慣れた愛子地区(愛子ハウスの地域)で住みつづけたいと考える独居生活が困難な人	2
その他	1



(3) 入居者について、チラシに記載されている入居者像以外にどのような方が入居できるようになればよいと考えますか。(自由記述)

- ・ 独居が困難というほどではないが、常時見守りを欲している人
- ・ 災害等の理由により居所喪失後の一時的滞在場所として利用できるようになればよい
- ・ 精神障害や発達障害で生きづらさを感じている方
- ・ 身寄りがいないことで住宅の契約が困難な方。
- ・ これでいいと思う。
- ・ 全く受入れ先がないひと。
- ・ 人間関係の構築が難しい方。
- ・ 女性や子を連れた者。
- ・ 満期出所で保護観察所でも支援受けられなかった人。

(4) 愛子ハウスの支援内容等について、チラシに記載されているほかに、どのような機能があったら良いと考えますか。(自由記述)

- ・ 金銭管理
- ・ カウンセリング
- ・ 金銭管理、手続き等同行サービス等があればありがたいです
- ・ 利用者どうしのつながりだけでなく、地域とのつながりをもってほしい
- ・ アウトリーチの機能
- ・ 間取りの掲載。
- ・ 車いす利用者がある程度身の回りのことが自分でできる人の入居
- ・ 本人の同意を取った上での金銭管理の機能。(法的整理必要と思われませんが) 米以外のおかずの提供。
- ・ 経済的に破たんするような人々であっても、当事者が自分でお金を管理する学びが必要。管理費の必要性は理解しますが、当事者が自分のお金をやりくりするサポートの方向を向けてほしい。(更に)できれば最低限の調理ができるようにしてほしい。
- ・ 単身生活に不安がある方。交流している人がいなくて、家で一人で死んでも発見されなにかも。単身生活はできるが、一人では寂しい。誰かの役に立ちたい元気な高齢者をイメージ。
- ・ 通院同行。手続き同行(各役所)。
- ・ 空床のところを活用した緊急預かり機能。
- ・ 質問ですが、年齢や性別で入居が制限されることはあるのでしょうか？風呂、トイレが共有なので、女性のプライバシーが守られるのか気になりました。
- ・ 生活習慣改善や金銭管理訓練。

(3) そのほかの調査結果

地域包括支援センター、相談支援事業所、病院に対して実施した調査では、次のような回答があった。本報告書ではその概要について以下のとおり報告する。

<地域包括支援センター>調査対象8：回答4

※当法人の住居施設等がある地域の地域包括支援センターを対象とした。

居宅生活が難しいと感じる理由には、身体的機能や認知機能の低下が挙げられた。また、居宅で生活する方で大家より退去を求められる理由としては「近隣住民とのトラブル」が、入院中の支援対象者で病状の安定以外に退院を求められる理由は「治療の意思がない」「職員のいうことを聞かない」などが挙げられた。居宅や施設を探す際に困難を感じる理由としては、身寄りがいないことや精神疾患や認知症によるものが挙げられ、施設に関しては「施設に入る基準より軽度」「他者との協調性がない」なども挙げられた。

<相談支援事業所>調査対象20：回答9

※青葉区障害者自立支援協議会に参加している相談支援事業所を対象とした。

居宅生活が難しいと感じる理由には「病気の症状によるもの」「家計のやりくりができない」「身体的機能や認知機能の低下」が挙げられた。居宅で生活する方で大家より退去を求められる理由には「近隣住民とのトラブル」や「近隣住民からの苦情」が、病院から退院を求められる理由には「ルールを守らない」が、施設から退去を求められる理由には「ルールを守らない」、「他利用者または職員に対して暴力的な言動がある」「職員のいうことを聞かない」などが挙げられた。居宅や施設を探す際に困難を感じる理由としては「アルコールや薬物等の依存症がある」「身寄りがいない」「衝動的である」「本人の希望が不明瞭」などが挙げられ、施設に関しては「他者との協調性がない」「約束を守らない」なども挙げられた。

<病院>調査対象6：回答2

※当法人と関係性の深い総合病院等を対象とした。

退院先を探す際に施設や居宅を断られる理由には、「身寄りがいない」「障害や病気がある」などが挙げられた。支援対象者のつなぎ先としては、「介護保険対象とはならず、自宅にも戻れない方の受け入れ先があるとよい」という回答があった。愛子ハウスの入居者像について、「既存のグループホームに入れられない統合失調症の方も入居できればよい」という回答があった。

日常生活支援住居施設に関する調査項目では、3つの調査対象者が共通して入居させたいと回答した入居者像として「独居生活が困難だけれども介護施設等に入居するほどでもない、常時見守りなどの生活支援が必要な人」が挙げられた。また「保証人がつけられないために介護施設等に入所できない人」といった回答も複数あった。地域包括支援センターと相談支援事業所では、生活保護受給者以外も受け入れてもらいたいという回答があった。

VI. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所の設置

パイロット事業の概要

本事業では、日常生活支援住居施設の支援内容及び人材育成について検証するため、仙台市青葉区の愛子地域において住居を借り上げ、8月から10月まで3か月間のパイロット事業を実施した。

(1) 物件について

今回借り上げた物件は、元看護師寮として使われており、その後障害者の宿泊型自立訓練を行う事業所として利用されていた。その事業所の撤退にあたり、共有スペースや居室面積等を総合的に判断し、アパートでの单身生活が難しくなった人に適した住まいとして活用できると判断し、借り上げに至った。

(2) 対象者について

パイロット事業の対象者は、事業実施の背景で述べたように、单身生活を継続するなかで認知機能の低下等により単独での生活が困難になった方が主である。こちらで单身生活が厳しいと判断した方に優先的に入居を勧めたほか、単身での生活も可能ではあるが、不安を抱えパイロット事業を実施する共同居住施設での生活を希望した方などが入居した。

(3) パイロット事業の実施概要

パイロット事業を行う共同居住型住居施設を「愛子ハウス」と名付け、図VI-1の通り実施した。

パイロット事業について

【パイロット期間】	平成30年8月1日～10月31日
【住所】	仙台市青葉区愛子
【定員】	14名
【職員体制】	4名 日中：常勤職員 2名(うち、常駐1名) 夜間：常勤職員 1名 非常勤職員 1名
【利用料】	83,000円
	家賃 37,000円
	共益費 10,000円
	生活支援費 36,000円(米代 8,100円含む)

※おかずの提供はなし。ご飯のみ提供。週に一度、夕食会開催(食事提供あり)。
※冬期には、暖房・燃料費加算あり(5,000円程度)。



【図VI-1：パイロット事業概要】

愛子ハウスという共同居住を始めるにあたり、図VI-2に掲げるものを理念とした。

基本理念：愛子ハウスは生きててよかったと思える家

1. 幸せの実現
…入居者の誰もが寂しさを感じず、安心して楽しく暮らせる場を実現する。
2. 見守りと支え合い
…見て見ぬふりをせず、お互いに支えあって生活する。
3. その人らしい生き方
…自分や仲間の可能性を信じながら自分らしく生きる。
4. 家族のようなつながり
…ハウスのことは入居者みんなで考え、一緒に生活する仲間とともに成長する。
5. 感謝と貢献の気持ちを大切に
…ハウスの仲間や地域の皆さんへの感謝を忘れず、自分が出来ることは進んで行う。
6. 困ったときはお互いさま
…緊急で入居してきた人がいたら、暖かい気持ちで受け入れる。

【図VI-2：愛子ハウスの理念】

愛子ハウスの間取りは図VI-3で示す通りである。

愛子物件1F

事務室
食堂
共有室
101
102
103
105
106

愛子物件2F

宿直室
201
202
203
205
206
207
208
210
211

《面積》
居室1部屋あたり 14.4㎡
住宅全体 404.3㎡

【図VI-3：愛子ハウス間取り図】

愛子ハウスでの施設備品としては、図VI-4を用意した。また清掃について、各部屋の掃除や洗濯は入居者自身が行うこと（外部サービス利用含む）を基本とし、共有スペースなど住居施設内の清掃は当法人のアパート型の無料低額宿泊所の入居者に仕事として依頼したほか、入居者の当番制で実施した。

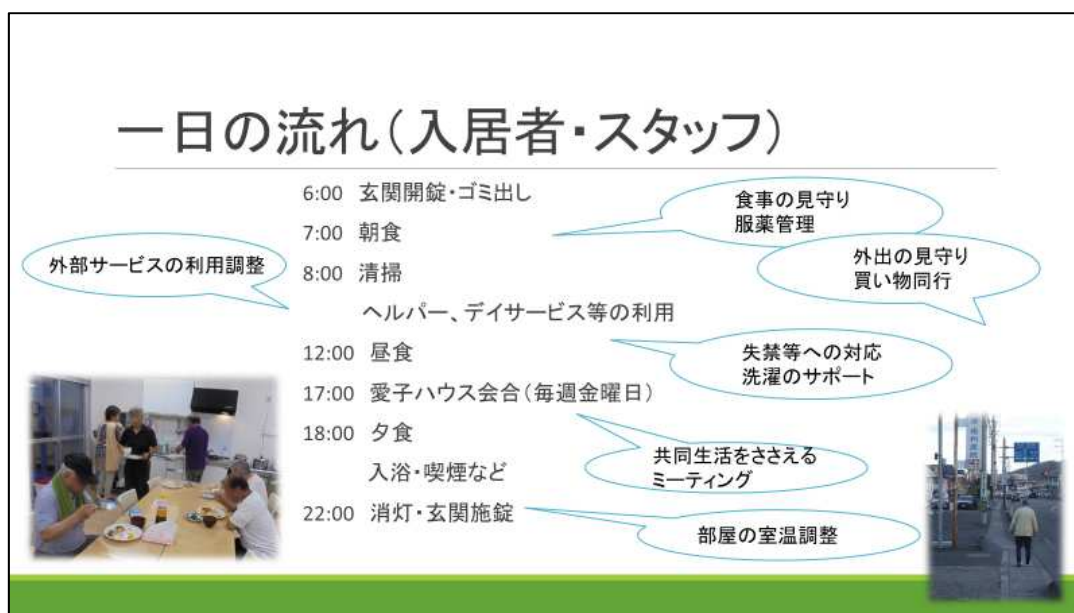
【施設備品】
 共有スペース：AED、血圧計、洗濯機(乾燥機能付き)2台、炊飯器、大型冷蔵庫、IHコンロ
 電子レンジ、オーブントースター、テレビ、車いす
 各部屋：エアコン、テレビ、ベッド、布団、防災カーテン、衣装ケース
 テーブル、小型冷蔵庫、ケトル
 ※その他の日用品等は各自用意。

【その他】
 各部屋の掃除・洗濯は利用者本人。
 施設内清掃は支援つき就労や、障害者の就労事業所に業務委託を検討。



【図VI-4：愛子ハウスの備品・その他】

愛子ハウスの入居者および職員の日常生活の流れは、図VI-5の通りである。



【図VI-5：一日の流れ(入居者・スタッフ)例】

Ⅶ. 良質な長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等の在り方の検討

（１）検討委員会の開催

- 第 1 回検討委員会：平成 30 年 4 月 21 日
- 第 2 回検討委員会：平成 30 年 5 月 28 日
- 第 3 回検討委員会：平成 30 年 6 月 21 日
- 第 4 回検討委員会：平成 30 年 7 月 20 日
- 第 5 回検討委員会：平成 30 年 8 月 27 日
- 第 6 回検討委員会：平成 31 年 3 月 1 日

（２）日常生活支援住居施設の対象者像

日常生活支援住居施設の対象者について、検討委員会では、次のように定義づけた。

「障がい・成育歴・環境・加齢等の要因により、コミュニケーション、日常生活スキル、対人関係や社会性に課題を抱え、孤立化の懸念のある生活保護受給者及びそのおそれのある生活困窮者で、福祉制度活用に該当せず、地域での日常生活に継続的な生活支援が必要とされる者」

具体的な対象者像としては、次の通りである。

- ① 生活保護受給者で、独居生活が困難になったけれども介護施設等に入居するほどでもない、常時見守りなどの生活支援が必要な人
- ② 保証人がつけられないために介護施設等に入所できない人
- ③ 施設になじまなかった人
- ④ 退院後の受け入れ先が見つからない人
- ⑤ 一時滞在型の無料低額宿泊所等に入居しているがADLの低下等で独居生活が困難になった人、あるいは一時滞在型の無料低額宿泊所等の入居者のうち、将来にそなえ、日常生活住居施設に住みたいと希望する人
- ⑥ 住み慣れた愛子地区で住みつづけたいと考える独居生活が困難な人

対象者を把握する上では、中京大学の辻井正次教授の調査研究結果「無料低額宿泊所等を利用する被保護者等の利用者の状態像を明らかにするための調査研究」（平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業「生活保護受給者の自立の助長に関する調査研究事業」）が重要であるとの意見が出された。それは救護施設と無料低額宿泊所等の入所者の傾向を調査したものであり、入所者の半数が軽度の知的障害があり、また適応行動に問題を抱えていることを示唆するものである。知的障害等に該当しないほどの、ある程度の境界知能や平均知能を有する入所者であっても、適応行動の困難や不適応行動が高い水準でみられており、その要因には、成育歴やライフイベントなどの環境要因が多いことも報告書の中で示唆されている。

(3) 日常生活支援住居施設のイメージ（骨子案）

検討委員会では、日常生活支援住居施設のイメージとして、次の対象者像や施設運営費の考え方について議論された。

2018/6/12 -1

日常生活支援住居施設のイメージ（骨子案）

日常生活支援施設 = 生活困窮者のためのGH

考え方の根拠

- ・ 無料低額宿泊所入所者の大部分が適応行動に問題を抱え、単身での生活が困難（辻井報告書によれば、88.2%が適応行動が臨床水準）
- ・ 入所者の適応行動に関する問題は、知的障害の診断を有する者と類似（辻井報告書によれば、適応行動の得点プロフィールは知的障害の診断を有する者と類似）

障害者のGHとしない理由

- ・ 医学的には知的障害の診断に相当しない境界知能や平均的知能を有する入所者であっても、適応行動の困難や不適応行動は高い水準で見られる（辻井報告書）
- ・ 入所者の問題は、成育歴やライフイベントなどの環境要因の影響が大きい。（辻井報告書）
- ・ 従って、障害支援区分の認定では把握できない困難を抱えるケースが多くあり、障害者のGHとは異なる扱いが必要。

障害者のGHと同程度以上の支援が必要

入所要否の判断

- ・ 生活保護のケースワーク業務（成育歴、ライフイベントなどの確認）の中で「単身でのアパート生活ができないこと」を判断
- ・ その際、特に入所に至る経緯（路上生活をしていた、矯正施設の退所者である、近隣トラブルでアパートを追い出された、トラブルで社会福祉施設や病院を退所・退院させられた等）
- ・ 障害GHへの入所や認知症GHへの入所が可能になる障害程度区分、要介護度認定は活用

2018/6/12 -2

施設運営費用算定の考え方

基本型

→

軽装型

障害者GHを基本型

- ・ 職員配置は、常勤+宿直体制（?）。見当が必要
- ・ 特に職員の資格には留意が必要。（伴奏型支援士、ふるさとの寄りそい検定の評価等）

軽装型

- ・ 施設の職員体制が少ない施設を想定（職員が常駐でない場合、夜間体制を取れない場合など）

+

加算

（例えば、次のようなもの。今後検討が必要）

入所者の状況に応じた加算

- ・ 要介護や障害支援区分の重度者への加算
- ・ 矯正施設退所者への加算 等

施設運営に応じた加算

- ・ 医療連携（訪問診療、訪問看護との連携）
- ・ 看取り（施設なでの看取りのための体制整備）
- ・ 地域連携（ケースカンファレンスの開催などの体制作り） 等

(4) 日常生活支援住居施設の位置づけ

検討委員会では日常生活支援住居施設の強みや期待するものとして、次のような意見が上がった。

- ・ 排除されてきた人たちの受け入れ先であり、そこから地域のつながりの中で生きていく共同生活住居。
- ・ 現場としては、困っている人をみんな受け入れたい。生活保護受給者であろうが低年金暮らしの方であろうが、ケアが必要な人に入所してもらい、そこにきちんとお金がつく施設になることが望ましい。
- ・ 日常生活支援住居施設の議論は、福祉サービスの議論から出てきたのではなく居住の問題から出てきた。支援が必要な人にグループホームくらいの関わり、あるいはそれ以上の支援をしてきた。しかしそのベースにはまず「住まいに困った」というニーズがあり、居住をどうするかという議論から出てきた概念であることを念頭に置かなければならない。だから単にサービス提供だけでなく、居室面積の確保など、そういったことも踏まえた生活支援を検討していかなければならない。
- ・ 施設は至れり尽くせりでやりすぎているイメージがあり、障害者グループホームは、職員ですべてできないから入所者にも手伝ってもらい、利用者同士で助け合ってもらい、なんとかやっている感じがある。それが返って良い。職員に任せっきりでなく、自分でもしなければいけないと思わせることが、かえって入所者の状態を改善するのではないか。お互いに助け合いましょう、というのが大切である。
- ・ 通過型の一時滞在型無料低額宿泊所と、この度のアパートでの生活が難しい方のための日常生活支援住居施設（長期滞在型無料低額宿泊所）との区別がととても重要であり、機能が全く異なる。日常生活支援住居施設は、施設の安心と住居の良さ両方を併せ持つもの。ほぼ全介助の重度障害を抱える人を支援しているが、障害のない者も混ざり合って生活している。そういった住居施設こそ可能となるための職員の人件費が必要。支援費に加算がつくことによって、その人が地域で安心して生活できるようになればよい。そういったことを制度化に期待する。
- ・ 24時間人員を配置することにより、受け入れられる対象者の幅が広がる。共同居住は職員との距離が近く、3食食事を出すならば、食事というリズムとして服薬の確認もできる。利用者同士の関係作りがしやすい。
- ・ 職員と一緒に暮らしながらその人のニーズをアセスメントし、ケアマネージャーや障害者の相談支援事業所と連携していく。24時間職員を配置すること

で、アセスメントしやすくなる。

- 外部サービス側に身を置かずに、生活支援の立場から適切なサービスを入れていくことに意義がある。そのようにコーディネートしていくことは、ある意味中立的であり、メリットの大きいことでもある。

(5) 費用の考え方

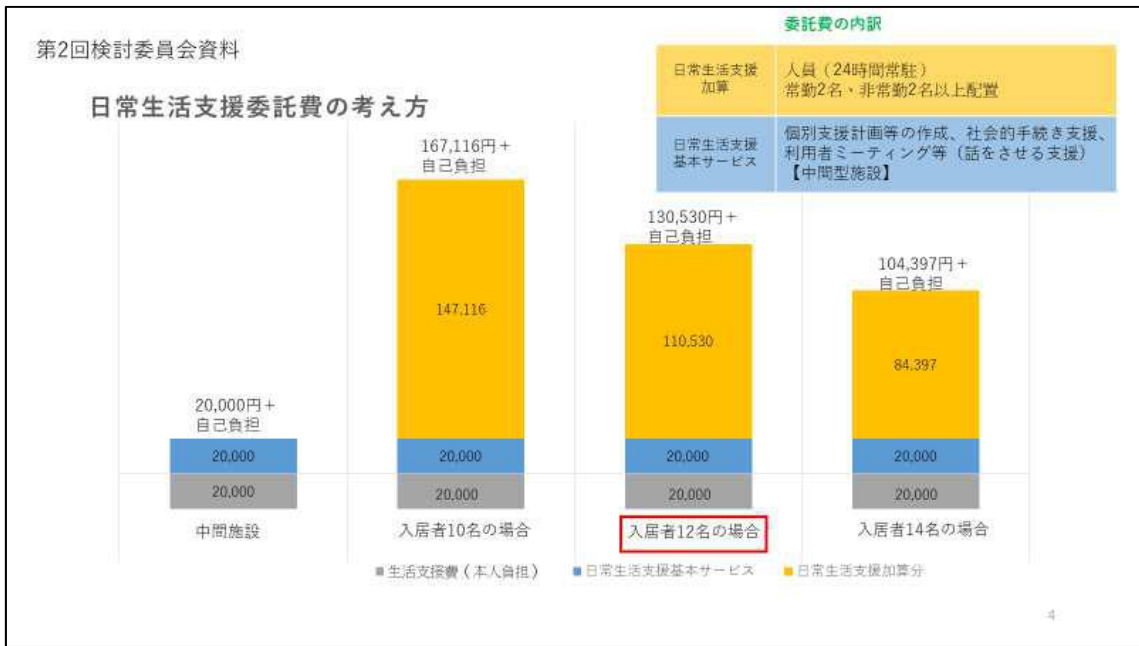
検討委員会では、各団体の住居支援事業の収支を持ち寄り、必要な生活支援費について検討した。検討にあたっては、本事業でパイロットを実施する愛子ハウスの定員が 14 名であるため入居者 12 名で試算した。



【図Ⅶ－1：入居者 12 名の場合の費用】

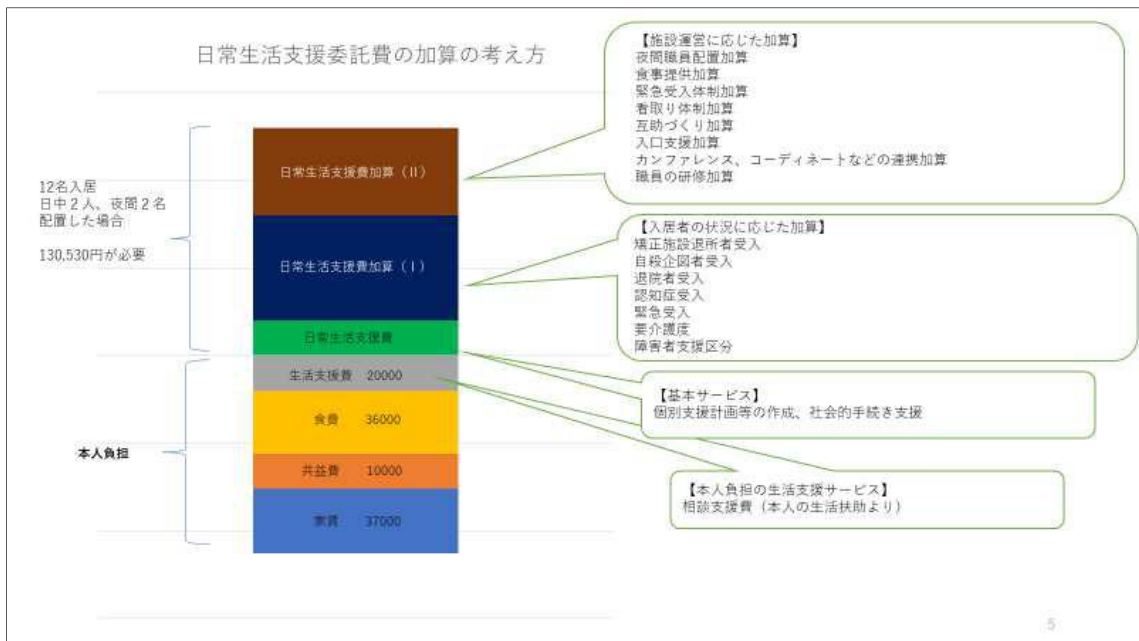
図Ⅶ－1は、入居者が 12 名の場合にかかる必要経費から最低限必要な日常生活支援委託費を計算したものである。まず必要経費について、家賃が 432,000 円、共益費が 1 人あたり 10,000 円、食事代が 1 食 400 円とする。職員を 2 名配置する場合に、法定福利費等を含め 380,000 円の職員を 1 名、240,000 円の職員を 1 名配置し、その 2 名体制を昼と夜に配置し、土日は 154,800 円の職員を昼間に 2 名配置する。本部管理費が全体の費用の 10%かかるとして、1 か月あたり総額 2,802,360 円が費用としてかかることになる。この事業を運営するためには、家賃を住宅扶助の範囲で 37,000 円、共益費 10,000 円、食費 1 食あたり 400 円として 36,000 円で、本人に生活支援費として 20,000 円負担いただくとしても、1 人あたり 130,530 円が赤字となってしまう。

そこで、日常生活支援住居施設の委託費としては、図Ⅶ－2で示すように日常生活支援基本サービス費と日常生活支援加算を合わせ、少なくとも 130,530 円が必要であるとの結論となった。



【図Ⅶ－２：日常生活支援委託費の考え方】

日常生活支援支援費について、検討委員会では図Ⅶ－３のように本人負担の利用料に、日常生活支援委託費を加算する形で考えた。



【図Ⅶ－３：日常生活支援委託費の加算の考え方】

まず基本サービスとして個別支援計画等の作成、社会的手続き支援としてのベースがあり、そこへ、入居者の状況に応じた加算と施設運営に応じた加算が必要

であると考えた。入居者の状況に応じた加算は、矯正施設退所者受入、自殺企図者受入、退院者受入、認知症受入、緊急受入、要介護度、障害者支援区分等があげられる。施設運営に応じた加算は、夜間職員配置加算、食事提供加算、緊急受入体制加算、看取り体制加算、互助づくり加算、入口支援加算、カンファレンス、コーディネートなどの連携加算、職員の研修加算などがあげられる。

費用に関しては、検討委員会で次の意見も出された。

- ・ 寝たきりの方など介護度の高い方を受け入れるには、体制を作っておかないと引き受けられない。住居施設をAからCの類型に分ける必要があるのではないか。我々は一番重い人でも受け入れるC型を目指している。そういう対象者がいるかいないにかかわらず、そういう対象者を受け入れる施設である。そういった受け入れ態勢を維持するためのイニシャルコストも含めて考えていただきたい。
- ・ 経営する側にとっては、人件費も固定費である。入居者が入院した場合に生活保護では入院基準になり、家賃のみは6ヶ月支給されるが生活扶助は止められてしまう。ただ入院中の入居者に対して、病院側からはカンファレンスや面会、洗濯など、家族的役割も求められる。
- ・ 基本的に外部サービスを入れるとしたら、住居施設に求められるのはコーディネート機能や相談支援の部分。しかしそのコーディネートは入退去時の調整のためのコーディネートとは異なり、その人の地域居住をどう支えていくかをコーディネートするものであるという特徴をもつ。
- ・ 常勤職員だと入居者の些細な変化に気づくことができる。体調の変化に気づくことで重症になる前に医師に相談できたり、対処できたりすることにより、結果的に生活支援として効率が良くなる。安心生活を成り立たせるためには、常勤職員が最低でも週に4～5日いることで効率的に運営ができる。
- ・ 現場の生活支援員を支える体制をとる費用は本部経費に含まれている。現場を孤立させないように、現場を支える体制加算も必要である。
- ・ 一時滞在型無料低額宿泊所だと共有スペースというのはそれほど重要ではないが、長期の地域居住の場では互助づくりが必要になり、人が集まって交流できる共有スペースの確保も着目が必要。

- ・ 食事を提供するにしても、調理人を雇うなどコストがかかる。ある程度規模があれば保てるが、そうでないと採算が合わない。食事を提供する際には体制加算も必要である。

Ⅷ. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における日常生活支援サービスの検討

（１）作業部会の開催

- 第 1 回作業部会：平成 30 年 6 月 13 日
- 第 2 回作業部会：平成 30 年 8 月 27 日
- 第 3 回作業部会：平成 30 年 11 月 16 日
- 第 4 回作業部会：平成 31 年 1 月 23 日
- 第 5 回作業部会：平成 31 年 3 月 1 日

（２）日常生活支援のサービス内容

検討委員会では、日常生活支援住居施設の生活支援として、次の支援内容があった。

<基本サービス>

個別支援計画等の作成

社会的手続き支援（生活保護申請援助、年金取得援助、介護保険申請援助、通信支援、権利擁護等）

利用者ミーティング等（話をさせる支援）

<日常生活支援>

食事の提供

就労支援（他の事業主体への就労支援、就労機会の創出）

日常生活支援（金銭管理、健康管理、バイタル訪問、通院同行等）

生活介助（医薬品の管理（サポート）、排せつのケア等）

コーディネート、カンファレンス

関係サービスへのつなぎ、親族・友人等へのつなぎ

<互助づくり支援>

生活の互助づくり（トラブルミーティング、各種イベント、防災訓練、偲ぶ会）

グループワーク（サロン等の運営、利用者ミーティング、役割付与等）

コミュニティワーク

サロン活動（地域清掃、家計管理研修、料理教室、社会貢献活動等）

地域の互助づくり（共同リビング）

交流プログラム（朝の会、館内清掃、買い物、屋上菜園、地域清掃、ミーティング、誕生祝、映画鑑賞会、レクリエーション大会）

その他、必要に応じた生活支援

そのほか、検討委員会では日常生活支援の内容について次の意見が出された。

- 住居であるので、外部サービスを利用することが前提。
- 関係性にかかわることもある。「利用者の味方になる」は単なる行為ではなく、関係性。その関係があることによって、利用者が安定し、安定することによってその人の力を地域の中で活かせ、トラブルが減り職員の負担が軽減することもある。また、食事の時に、「体調に応じて、おかゆやおにぎりにする」は、一人暮らしで食事がおろそかになり救急搬送されていた方が、食べやすくするから食べなよ、などのちょっとした声掛けで食べることができる。そういった小さなことがあるかないかで、利用者の健康状態や生活が継続できるかが大きく左右されることもある。
- サービスは、制度上のもの、制度外のもの、本来であれば制度が使えるがその制度につながるまではやらざるを得ないもの、がある。
- 独居ではできないことが共同生活ではできる（例えば3食食べるなど）。専門性のある福祉的支援ではない「日常生活支援（従来家族がやってきたようなもの）」がどれほど重要であるか。その価値づけが重要である。
- 単に服薬管理といっても、ただ飲むように声掛けすることときちんと預かって渡すことでは支援のレベルは異なる。服薬管理は本来ある程度訓練をして正確に渡し、誤ったときに医療と連携するなどのスキルも要求される。きちんと研修をして服薬管理を実施しているか、どこまで丁寧に行っているか、そういった点も評価の対象とすべきである。
- ある認知症の入居者はデイサービスに行くことを拒み、その時間に外出しようとするが多かった。しかし支援を検討する中で、ある日「学校に行こう」と本人に伝えると、デイサービスに行きだしたということがある。
- 今回は3ヶ月のパイロットで一番お互いが知らない時期だったので大変だったと思う。認知症の方も長く地域に住めば住むほど馴染んできて、お互いに楽になる。長期的に見ないとわからないが、おそらく生活支援の割合は直接の身体介助等から調整の支援に割合が変化していく。人間関係の調整や社会サービスの調整、地域との調整など、調整が広がれば広がるほど利用者の自由度は増していく。そうなるとう理想的。地域で生活をして、利用者の知っている人が増えていけば増えていくほど、本人も楽になり、支援者も楽になる。
- 地域で孤立している家族は人間関係の調整が広がらず、家族の負担ばかりが大きくなり、地域にいられなくなる方もいる。そういう意味では家族という縛りがなく色々な人が関わりながら調整の部分を増やしていくことは生活支援の強みでもある。

(3) パイロット事業における日常生活支援のタイムスタディ

1) パイロット事業における日常生活支援のタイムスタディの目的

今回のパイロット事業では、パイロット事業期間の3か月にわたって愛子ハウス運営に従事した職員の業務について、業務内容ごとの所要時間を集計・分析するタイムスタディを行った。その目的は、愛子ハウス運営に際して、どのような業務にどの程度の時間を要するかを把握することであり、言い換えればどのような状態の入居者に対してどの程度の量の支援が求められているかについて把握することである。

このタイムスタディにおいて業務内容ごとの時間や支援の内容・量を可視化することにより、今後の日常生活支援住居施設における支援の種類や量、入居者像、コストをめぐる具体的な議論に資すると考えられる。

2) パイロット事業における業務内容の分類

パイロット事業における業務内容について、次ページの表「日常生活支援業務分類メニュー」のとおり分類を行った。この分類表では、入力・集計作業に用いた業務コードのほか、大分類や中分類を設けている。中分類の業務内容それぞれについて、支援内容例を示している。

この分類にあたって留意した主な点は次のとおりである。第1に、中分類「食事サポートアセスメント」(新業務コード: X0103)とは、支援内容例の箇所に記載しているとおり、「食事を見守り、食べているものや様子などの情報収集をし支援ニーズを把握する」ことを指している。より具体的には、例えば、食堂のIHコンロを単独で使用できない入居者がお湯を沸かすのを職員が手伝ったり、魚などの食材の調理を手伝ったり、醤油等の調味料のかけすぎを指摘するなどが含まれる。これらの業務をとおして、日常生活上の困難さや支援ニーズを把握することにつながっている。

第2に、中分類「通院同行」(新業務コード: X1601)については、大分類「外出」に含めている。通院同行は、内容面では大分類「健康」に入れることも考えられたものの、単独生活の困難さや支援ニーズを把握する観点から、大分類「外出」に入れることとした。なお、53 ページにおいて、中分類「通院同行」を大分類「健康」に入れた場合の集計結果についても計上することとする。

以上の分類を行ったうえで、タイムスタディのデータを得るため、パイロット事業に従事した職員に対して、事業期間に行ったすべての業務について、表にある中分類の項目で所要時間の記録を依頼した。なお、業務内容の記録(支援記録やケース記録と呼ばれるもの)や所要時間の記録については、職員によって要する時間にばらつきがあることなどから、職員ごとの実際の記録時間やその分布をふまえて、記録1件あたり3分として概算で計上している。炊事や施錠・開錠についても平均的な所要時間を算出し、概算で計上している。

【表：日常生活支援業務分類メニュー】

新業務コード	新大分類	中分類	支援内容例
X0000	その他	その他	
X0100	食事	その他	
X0101	食事	炊事	全体の食事の準備(調理)・片付け、食材の買い出し、食事の提供(配膳)、衛生管理(布巾の消毒、生ごみをまとめるなど)
X0102	食事	食事片付けサポート	(個々の)食事の片付けサポート
X0103	食事	食事サポート・ケア	食事を取り守り、食べている様子や様子などの情報収集をし支援ニーズを把握する。
X0104	食事	食事サポート	食事をとるよう促す声かけをする。入居者が食事を自分で準備し食べられるようにサポートする。
X0201	排泄	トイレ介助	トイレ使用後の確認、トイレ以外の清潔、リハビリの相談等。
X0202	排泄	トイレ介助	トイレに行きよりに声かけをする。トイレの場所がわからないときに教える。トイレを適切な姿勢でできるように促す。
X0203	排泄	リハビリハンズサポート	トイレハンズなどの取り換えサポート
X0204	排泄	その他	トイレをきれいにする
X0300	清潔	その他	散髪や整容(髻剃りなど)に関する事。
X0301	清潔	入浴サポート	体が汚れてしまったとき等に入浴を促す。お湯を張るなど入浴できるように準備する。入居者の入浴後に浴槽が汚れた場合の清掃。(対象者がいない場合は「施設清掃」)
X0302	清潔	洗濯サポート	衣服やシーツが汚れてしまった際に洗濯を促したり、洗濯機の使い方を教えたりする
X0303	清潔	洗濯機サポート	衣服が汚れてしまった際に洗濯機を促したり、着替を介助したりする
X0304	清潔	口腔ケア	歯磨きや入れ歯の洗浄を促したり、介助したりする
X0400	居住環境	その他	
X0401	居住環境	居室整備誘導	居室内を整える(掃除・片付け、ごみ出し)声かけ、見守り
X0402	居住環境	居室環境整備	居室内の環境を適切に保つための室温調整、換気。居室清掃を本人ではな職員が対応した場合、居室で本人が使用する消耗品等を補充したりする。
X0501	服薬管理	服薬サポート	適切なタイミングで服薬できるように、こまめに薬を渡したり、服薬するよう声をかけたり、服薬したかを確かめたり、残薬数を把握したりする。
X0502	服薬管理	排泄の服薬サポート	便秘や下痢などのときに薬を調節する
X0503	服薬管理	睡眠の服薬サポート	眠れないときに服薬の調整を促す
X0600	健康	その他	痛みなどを訴えてきたときに診察を促す、必要な医療を受けられるように連絡調整する
X0601	健康	睡眠の声かけ	適切な睡眠がとれるよう声かけ
X0602	健康	ハイタルチェック	体調が悪い時にかかってくる(顔色、体温、血圧など)、健康面の把握、通院を促したりする。水分補給を促す。
X0603	健康	緊急対応	体調が悪い時に応急処置をしたり、救急搬送等の対応を促したりする。急な体調不良への対応。
X0604	健康	医療的サポート	在宅療養、インスリン注射/血糖測定、栄養剤
X0605	健康	予防講習	介護や疾病予防のための講習を聞く
X0606	健康	その他	
X0701	安全確認	安全管理	定期的な訪問・安全確認をする
X0702	安全確認	出庫把握	入居者の外出・帰着状況の把握、確認。出かけるのが適切でない状況で出かけてしまった場合は、声かけなどで外出しないよう働きかける。
X0703	安全確認	外出サポート	一人での外出が可能ないように、道を教えたり、連絡先を持たせたりする。敬老乗車証の使い方を教える。バスや電車の時刻が近づいたときに、出発を促す声かけをする。一人で行くのが難しい場合は、後ろをついていく。他事務所等に預けた場合に要子ハブスまで連れ帰る・送り届ける。
X0801	傾聴	傾聴	寂しいときや困ったとき、話したいときに相談の場をさく
X0900	安心生活	その他	
X0901	安心生活	病院出席・面会	病院の説明などを一緒にいきいたり、入院したときなどに面会に行く
X1000	相談支援	その他	
X1001	相談支援	利用者支援計画	ケアプラン等の作成にかかわるアセスメント、面談、書類作成・整理
X1002	相談支援	ケアプラン作成	ケアプラン等の作成にかかわるアセスメント、面談、書類作成・整理
X1003	相談支援	入退去手続	法人内でのケースカンファレンス
X1004	相談支援	相談支援	入退去時の面談、契約書や重要事項手引書の作成・説明
X1005	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1006	相談支援	相談支援	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1007	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1008	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1009	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1010	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1011	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1012	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1013	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1014	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1015	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1016	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1017	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1018	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1019	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1020	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1021	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1022	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1023	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1024	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1025	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1026	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1027	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1028	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1029	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1030	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1031	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1032	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1033	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1034	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1035	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1036	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1037	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1038	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1039	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1040	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1041	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1042	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1043	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1044	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1045	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1046	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1047	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1048	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1049	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1050	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1051	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1052	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1053	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1054	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1055	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1056	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1057	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1058	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1059	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1060	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1061	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1062	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1063	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1064	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1065	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1066	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1067	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1068	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1069	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1070	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1071	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1072	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1073	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1074	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1075	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1076	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1077	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1078	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1079	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1080	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1081	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1082	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1083	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1084	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1085	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1086	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1087	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1088	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1089	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1090	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1091	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1092	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1093	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1094	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1095	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1096	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1097	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1098	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1099	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出
X1100	相談支援	緊急対応	入退去にかかわる関係機関との連絡調整、各種届出

X1101	金銭管理	金銭管理	日常貯蓄金銭管理(出入金の記録、通帳、現金預り、現金を少しずつ減す)
X1102	金銭管理	金銭受取、支払サポート	保険費、年金等の金銭の受け取りに同行する/委任を受けて代行する。サービス利用料、返納金等の支払いに同行する/委任を受けて代行する。
X1103	金銭管理	利用料取受	利用料取受、領収書発行
X1104	金銭管理	お金関係の煩雑	入居者からのお金関係の相談に応じる(金銭管理をしてほしい、支払いができなくなって困っているなど)
X1200	社会サービス調整	その他	シゴトステイの準備等
X1201	社会サービス調整	制度手続き	制度を利用するための相談をうける、手続きをする/手伝う。
X1202	社会サービス調整	関係機関との連絡調整	病院、診療所、地域包括支援センター、行政、警察などの関係機関との連絡調整
X1203	社会サービス調整	調整会議	外部とのケースカンファレンス、モニタリング会議、サービス担当者会議
X1204	社会サービス調整	立ち会い	往診、訪問看護、認定調査、OWの実地調査、ヘルパー利用、配食サービス利用の際に立ち会う
X1205	社会サービス調整	送り出し、出迎え	デイサービス、デイケア、ショートステイ等、通所系サービスを利用する際、迎えが来たときに居室まで呼びに行き必要な荷物を持たせて送り出す。送り戻ってきたときに迎え、荷物を受け取り居室まで誘導する。
X1300	社会生活	その他	
X1301	社会生活	スケジュール管理	スケジュールの確認、把握、管理をする。入居者から予定を伝えられた時の記録。入居者が入居者自身の予定について尋ねてきた時に教えるなど。
X1302	社会生活	書類管理	大切な書類の保管・管理
X1303	社会生活	通信のサポート	電話、手紙のやりとりなどの手伝いをする。入居者宛に届いた封書、荷物等を受け取り、本人に渡す。職員が間に入るものではない、個人のやり取りの仲介。
X1304	社会生活	近隣トラブル対応	共同居住施設住民、近隣住民、大家さんなどとのトラブル対応。入居者が共有スペースを汚した際に、自分で掃除するよう働きかけるなど。
X1400	地域連携	その他	
X1401	地域連携	清掃活動	清掃活動を企画、準備、運営する
X1402	地域連携	地域イベント	地域の行事・イベントに参加する
X1403	地域連携	関係づくり	地域の関係者(町内会長、支援機関など)に挨拶に行く、関係を保つ
X1500	就労支援	その他	
X1501	就労支援	就労支援	就労に係る支援、連絡調整
X1600	外出	その他	
X1601	外出	通院同行	通院時に付き添う
X1602	外出	買物同行	買物に行きたいときにつき添う
X1700	互助	その他	
X1701	互助	互助づくり	入居者同士が支え合えるような働きかけ
X1702	互助	イベント	誕生日会、季節行事、共同作業などの企画、準備、運営
X1703	互助	利用者ミーティング	利用者による話し合いの場を設定する
X1704	互助	役割づくり	掃除等の当番を決めるなど、入居者それぞれが役割をもてるような働きかけ(職員からの働きかけ)
X1705	互助	互助のモニタリング	入居者同士の(自発的な)支え合いが見られたときの記録用。当番制で行っている清掃の記録。入居者が自主的に行った共有スペースの清掃の確認。
X1800	対外受付	その他	
X1801	対外受付	視察対応	(支援者の立場での)視察者の対応
X1802	対外受付	見学対応	(入居者を希望する立場での)見学の対応
X1803	対外受付	電話・来所対応	電子固定電話・直通機等への入電対応。法人あての郵便・宅配物受け取り。※入居者個人に関係のあるものは、「通信のサポート」
X1904	対外受付	新規利用相談	共同居住を新たに利用希望する当事者、家族、支援者等からの相談・問い合わせ対応
X1900	施設管理	その他	
X1901	施設管理	施設・設備	施設・設備、修繕の確認
X1902	施設管理	備品管理	必要な備品の購入、故障時の対応、不要備品の廃棄、宿直室の警具カバナー類の洗濯・乾燥。
X1903	施設管理	消耗品管理	必要な消耗品の購入・補充
X1904	施設管理	施設清掃	共有部分・事務スペースの日常的な清掃、ごみ出し
X1905	施設管理	防火管理	防火対策、喫煙所の火の始末、入居者の喫煙中の確認
X2000	記録	その他	
X2001	記録	記録	現場での支度に係る記録、kintoneでの業務日報の入力、宿直日報(録)の記入、申し送りノートへの記入など

Y0000	その他	その他	
Y0100	会議	その他	
Y0101	会議	本館事務所ミーティング	
Y0102	会議	全体会議	
Y0103	会議	課長会議	
Y0104	会議	非常勤ミーティング	
Y0200	情報共有	その他	
Y0201	情報共有	施設内情報共有	愛子ハウス内の職員間の情報共有。口頭での申し送り、メモを書いて渡すなど。
Y0202	情報共有	事務所間情報共有	愛子ハウスと二日町事務所など他の事務所との間での情報共有。電話、メール、FAXなど。
Y0203	情報共有	上長への報告・相談	
Y0300	会計処理	その他	
Y0301	会計処理	利用料管理	収受した利用料の管理(口座に預け入れるなど)
Y0302	会計処理	仮払金管理	現金出納帳記入、証券整備、仮払申請・清算、現金有高の確認
Y0400	動き管理	その他	
Y0401	動き管理	ソフト作成	
Y0402	動き管理	業務調整	
Y0403	動き管理	スケジュール入力	サイボウズOfficeにスケジュール(シフト)を入力する
Y0500	人材育成	その他	
Y0501	人材育成	研修の調整	
Y0502	人材育成	研修参加	
Y0600	車両	その他	
Y0601	車両	車両管理	運行簿の整備、給油、故障時の対応
Y0700	通信	その他	
Y0701	通信	通信環境整備	通信機器(電話、パソコン)の設定調整
Y0800	記録	その他	
Y0801	記録	記録	現場を支える支援に係る記録、kintone入力、宿直日報(紙)の記入、申し送りノート(紙)の記入など。
Y0802	記録	記録システム整備	記録システムにエクセルファイル、ワードファイル、データベース等)の整備

3) 日常生活支援のタイムスタディ——入居者全員を対象とした集計結果

それでは、パイロット事業の業務内容ごとの所要時間の集計結果について、まず、全体的な特徴をみておきたい。次ページの表「支援時間集計結果（全体）」のとおり、パイロット事業における業務内容は、大きく四本柱で構成されている。第1に食事や金銭管理など入居者の生活の直接的な支援に関わる業務、第2に入居者どうしの互助や地域連携に関わる業務、第3に施設管理や業務の記録に関する業務、第4に施設外を含めた会議や会計処理等の業務である。

この図表によると、四本柱の全体の合計時間は、図表の最下部に示したとおり（合計（A+B+C+D））、1,557時間22分となっている。その内訳をみると、第1の直接的支援（小計A）で769時間34分（合計時間の49.4%）、第2の互助・地域連携（小計B）で111時間55分（同7.2%）、第3の施設管理・記録等（小計C）で323時間57分（同20.8%）、第4の総務関連（小計D）で351時間56分（同22.6%）となっている。このように四本柱の全体をみると、第1の直接的支援が全体の半分の割合を占め、それ以外の施設管理や総務関連などの業務が残り半分を占めていることが分かる。このパイロット事業においては、直接的な支援の提供には、それ以外の業務がこの分量で伴ったことが示されている。

この表では、上記のように四本柱の全体でみた場合の構成比（%）に加えて、第1の直接的支援のみに限定してその内訳をみた構成比も計上している。つまり直接的支援の769時間34分を100%としてその主な内訳を大分類でみると、食事が29.0%（17.00%+11.95%）、安否確認・外出が19.6%、服薬管理・健康が4.8%、排泄・清潔・居住環境が11.1%、金銭管理が7.6%、相談支援が6.8%、傾聴が9.18%、社会サービス調整・社会生活が11.9%となっている。このように、日々の食事や排泄、清潔保持、そして服薬や金銭の管理、様々な困りごとなどの傾聴、介護保険など社会保障制度利用のサポートによって直接的支援の内訳が構成されている。これらの直接的支援の種類や量は、裏を返せば、愛子ハウス入居者が抱える多様な日常生活支援ニーズの存在を示すものである。

なお、上記のとおり大分類「食事」が約3割と最も高い割合を占めている点について、毎日三食もしくは二食をおかず付きで提供するとすると、より多くの業務時間を充てる必要が生じることとなる。

さらに、先述したとおり、中分類「通院同行」を大分類「健康」に入れた場合、「服薬管理」・「健康」は計49時間35分（直接的支援の6.4%）となる。

変遷時間集計結果(全体)

X1700	互助	その他	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	互助
X1701	互助	互助づくり	2.84%	1.95%	1.90%	0.51%	7.68%	1.90%	0.51%	互助
X1702	互助	イベント	0.90%	0.66%	0.65%	0.41%	0.41%	0.65%	0.41%	互助
X1703	互助	利用者ミーティング	0.72%	0.55%	0.55%	0.37%	0.37%	0.55%	0.37%	互助
X1704	互助	取組づくり	5.85%	4.28%	4.28%	2.83%	2.83%	4.28%	2.83%	互助
X1705	互助	互助のモニタリング	2.33%	1.72%	1.72%	1.13%	1.13%	1.72%	1.13%	互助
X1706	互助	その他	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	互助
X1707	互助	地域連携	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	互助
X1708	互助	関係づくり	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	互助
X1709	互助	関係づくり	0.13%	0.14%	0.14%	0.10%	0.10%	0.14%	0.10%	互助
X1709	互助	地域連携	12.10%	12.70%	12.70%	9.25%	9.25%	12.70%	9.25%	互助
小計B 日平均 111.53										
小計C 日平均 112										

中計1(A+B) 84129
日平均 9.34

X1800	対外寄付	その他	0.05%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	0.04%	対外寄付
X1801	対外寄付	積弊対応	0.46%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	0.36%	対外寄付
X1802	対外寄付	同窓会	0.47%	2.45%	2.45%	1.90%	1.90%	2.45%	1.90%	対外寄付
X1803	対外寄付	施設・未開校	0.10%	0.08%	0.08%	0.08%	0.08%	0.08%	0.08%	対外寄付
X1804	対外寄付	種別別科目	1.45%	1.11%	1.11%	0.77%	0.77%	1.11%	0.77%	対外寄付
X1805	対外寄付	その他	0.09%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	0.07%	対外寄付
X1806	対外寄付	施設・閉校	3.82%	2.95%	2.95%	2.19%	2.19%	2.95%	2.19%	対外寄付
X1807	対外寄付	施設・閉校	1.32%	1.03%	1.03%	0.77%	0.77%	1.03%	0.77%	対外寄付
X1808	対外寄付	施設・閉校	0.31%	0.24%	0.24%	0.18%	0.18%	0.24%	0.18%	対外寄付
X1809	対外寄付	施設・閉校	0.25%	0.19%	0.19%	0.14%	0.14%	0.19%	0.14%	対外寄付
X1809	対外寄付	施設・閉校	18.71%	16.71%	16.71%	12.94%	12.94%	16.71%	12.94%	対外寄付
X2001	対外寄付	その他	0.60%	0.46%	0.46%	0.35%	0.35%	0.46%	0.35%	対外寄付
X2001	対外寄付	その他	20.57%	20.87%	20.87%	20.80%	20.80%	20.87%	20.80%	対外寄付
小計C 日平均 323.57										
小計D 日平均 331										

中計2(A+B+C) 120626
日平均 1306

Y0000	その他	その他	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	その他
Y0100	委託	木野市新所ミーティング	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0101	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0102	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0103	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0104	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0200	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0201	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0202	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0203	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0300	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0301	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0302	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0400	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0401	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0402	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0403	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0500	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0501	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0502	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0600	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0700	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0800	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0801	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
Y0802	委託	委託	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	委託
小計D 日平均 351.58										
小計E 日平均 349										

合計(A+B+C+D) 197222
日平均 1655

記号(X2001/Y0801)単位割増
0.03

(4) タイムスタディから見たこと

パイロット事業における日常生活支援時間のタイムスタディでは、外出に伴う安否確認や金銭管理、相談支援、社会サービス調整等、既存の社会福祉施設とは質の異なる業務が多いことが特徴として表れた。

例えば、社会福祉施設ではある程度外出が制限されるが、住居施設では門限はあるものの外出は自由である。そのため、きちんと外出から帰ってきたかどうかの把握や、帰ってこなかった場合の捜索など安否確認に時間を要する。また、金銭の管理は本人の自己管理を基本としているため、月末になると入居者からお金がなくなったという相談を受けることがある。そうした場合に必要に応じて金銭管理支援も求められてくる。入居者の自由をある程度確保するからこそ、それらの特徴的な支援が必要であることがわかった。また介護保険サービス等の利用についても、社会福祉施設のように内部でサービスを完結するのではなく、外部サービスを入れることが前提であるため、そのサービス調整や、相談支援の部分に時間を要している。介護保険等のサービスを使うためには、利用のための連絡調整のほか、その時間帯に入居者が居室にいるように支援したり、出発時間までの身支度など、サービス利用のための支援が必要となるのである。

一方で入居者ごとの集計結果が示すように、支援内容には個人差があり、個々の入居者に応じて必要な支援をコーディネートしていく必要がある。また、外部サービスを入れることを前提にしても、本パイロット事業の入居者のように、制度の対象者になりうるが住所設定や介護保険の認定を受けるまで時間がかかる人もいる。その間は外部サービスを利用することができないため、外部サービスの機能も住居施設の職員が果たすことが必要となってくる。

IX. 長期滞在（共同居住）型の無料低額宿泊所等における人材の在り方の検討

（１）作業部会の開催

- 第 1 回作業部会：平成 30 年 6 月 13 日
- 第 2 回作業部会：平成 30 年 8 月 27 日
- 第 3 回作業部会：平成 30 年 11 月 16 日
- 第 4 回作業部会：平成 31 年 1 月 23 日
- 第 5 回作業部会：平成 31 年 3 月 1 日

（２）人材育成について

日常生活支援住居施設に携わる職員の人材育成としては、現場で職員が必要だと感じたことが一番重要ではないかという意見が出された。そこでパイロット事業に携わった職員に対し、必要なスキルについて考えてもらったところ、以下のような意見が出された。

<対人援助スキル>

- ・ 傾聴スキル：まずは否定せずに話を聞く姿勢。共同居住というところで、入居者からのハウスに対してや他の入居者に対しての不満や要望などを聞き取るにあたり、傾聴とはなにかを学ぶこと。
- ・ 対人援助スキル（まずは受け止める。相手の立場に立って、対応方法を考えてみる。）
- ・ アドバイザースキル：諭すのではなく選択肢の提示と選択した場合の効果の説明ができる
- ・ 入居者本人のリスクマネジメント
- ・ 入居者の状態や能力を正確にアセスメントするスキル
- ・ 個別支援計画書を作成できるだけの P D C A 知識と技術
- ・ コミュニケーションスキル

<医療に関する知識>

- ・ 医療に関すること（ある程度の知識として）、医療的ケアの範囲
- ・ 薬識：眠剤や解熱剤の効果や飲み合わせの悪さ。入居している方々が何の薬を飲んでいるかで変わるため。（例：血液サラサラの薬はグレープフルーツがだめ。効果が高くなり血管の壁が薄くなって破れやすくなる等）
- ・ 服薬管理に関する知識（薬を飲ませすぎた時、あるいは飲ませ損ねた時の対応方法）
- ・ 高血圧、糖尿病などの理解、薬についての基礎知識

<緊急時のスキル>

- ・ 応急手当：何かあった場合の判断。転倒・すり傷・切り傷の具合が分かるくらい。
- ・ 応急処置・救急搬送・体調不良時の対応、救命救急処置
- ・ 緊急時（入居者の急変、事故、災害等）の対応スキル
- ・ バイタルサインを見逃さないスキル（症状、意識のレベル、体温、血圧などから、どれほどの異常があれば病院に相談するか。）

<介護に関する知識>

- ・ 介護保険制度や福祉サービスの理解
- ・ 介護知識全般（知識と技術）
- ・ 介護や介助に関すること（例：紙おむつとりハビリパンツの用途等の違い）

<制度に関する知識>

- ・ 福祉に関する総合的な知識及びそれに関連する法律や医療などの知識（資格とすれば社会福祉士）。
- ・ 社会制度の知識（生活保護、介護保険、障がい、成年後見制度など）
- ・ 居宅サービス：どのような方がどこまで何が使えるか（例：ヘルパー利用時にヘルパーができる範囲。昔は爪切りができなかったが、現在はひどい巻き爪以外はできる）
- ・ 生活困窮者支援にかかわる制度

<入居者の理解>

- ・ 障がい者、高齢者、認知症、ホームレス、刑余者などの特性や心理の理解、対応の仕方

<衛生に関する知識>

- ・ 施設内の衛生管理、感染症の予防対策（感染症対策や発症者に対する処置）
- ・ 食品衛生管理、衛生管理（食堂の衛生や食中毒についての知識）
- ・ 衛生に関する知識（残ったおかず・ごはんの保存方法、食堂の消毒、嘔吐があった場合の処置など）

<共同生活ならではのスキル>

- ・ 入居者本人が共同生活をする上での課題点の把握
- ・ 共同居住ならではの入居者本人の小さい変化の気づき
- ・ 日中活動の機会や場所の提供

- ・ 入居者同士の間人関係を調整するスキル
- ・ 入居者ミーティングを運営できる程度の会議運営スキル
- ・ 入居者ミーティングを運営できる入居者アセスメントスキル
- ・ 入居者に対して平等性と公平性を保てるスキル

<対外的なスキル>

- ・ 愛子ハウス周辺の地域や社会資源をアセスメントし、必要に応じて入居者とマッチングするスキル
- ・ コーディネートするスキル。
- ・ 地域の社会資源を有効活用するスキル
- ・ 不審者来訪時の対応や対策

<調理に関するスキル>

- ・ 調理スキル：金曜日夕食時提供できる程度

<管理するスキル>

- ・ 施設収支を意識した運営スキル(備品管理、対入居者支援にも係る)
- ・ 管理するスキル(書類、金銭、スケジュール、服薬など)と共有するスキル(全職員が関わるため)
- ・ 防災訓練(これは、むしろ防災計画の策定が必要かと考える)

<そのほかのスキル>

- ・ 読解力：お風呂などの操作が説明書を読んで理解できる。
- ・ 車の免許：緊急時の車両運転
- ・ パソコン操作：キントーンへのキーボードでの打ち込みやパソコンの立ち上げ
- ・ チームケアの重要性など
- ・ 一人で抱え込まない(相談する)スキル

そのほか作業部会では、NPO法人ホームレス支援全国ネットワークが実施している伴走型支援士、NPO法人すまい・まちづくり支援機構が実施している寄りそい支援検定研修制度が例示された。それらの研修は経験に基づき、現場のニーズからカリキュラムが構成されている。作業部会では、そうした実用性の高い研修が人材育成として行われるべきだという意見が上がった。

X. まとめ

○日常生活支援住居施設の役割

平成30年の生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律において、単独でのアパート暮らしが困難な人たちの地域での生活の受け皿となっていた無料低額宿泊所等に関する制度の見直しが行われている。その内容は、次のとおりとなっている。

- ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
- ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施

これに伴い、住居の用に供するための施設を設置して、第二種社会福祉事業を開始した場合には、行政庁に事前の届出が必要とされ、その施設（社会福祉住居施設）について設備や運営について最低基準が設けられ、基準を満たさない場合には改善命令が行われることとなった。

また、単独での居住が困難な生活保護受給者に対してサービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みが新たに創設された。具体的には、無料低額宿泊所等で、被保護者に対する日常生活上の支援の実施に必要なサービスを提供する住居の用に提供する施設（日常生活支援住居施設）が制度化された。単独でのアパート生活が困難な人たちが、この住居施設に入居した場合、福祉事務所が住居施設を運営する事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者が支払うこととされている。

生活保護制度では、居宅での生活を基本として、それにより難しい場合に、保護施設への入所を行うこととしてきた。しかし、実際には生活保護を受けながら、居宅でも保護施設でもない、無料低額宿泊所で長期に生活している人たちは少なからず存在するのが現実である。

今回の実践事業等を通して、居宅でも施設でもない選択をせざるを得ない人たちが地域に少なからずいることが、明らかになった。こうした人たちの支援を考える上で、次の二つの視点が重要であると考えられる。これらの視点は、従来の行政施策では十分に考慮されてこなかったものである。

- ① 居宅（あるいは在宅）での生活を基本とし、そこでの生活ができない場合には、社会福祉施設でと考えてきた。そのため、居宅か施設かの二分法で考えることが一般的であるが、そのどちらでもない中間的な形態で支援が必要であるという視点である。
- ② 「生きづらさ」という言葉で表現されることもあるが、介護保険制度や障害者総合支援制度の枠組みでは、十分な支援ができないケースを考える必要があるという視点である。介護保険制度のサービスを受けるためには、要介護

認定を受ける必要がある。また、年齢の問題もある。障害者総合支援制度のサービスを受けるためには、障害者手帳の取得等障害者としての認定を受ける必要がある。しかし、要介護認定を受けられないし、障害者の認定も受けられないけれど、日常生活の様々な困難を抱えている人たちが少なからずいるという現実である。

今回の制度改正で新たに創設された日常生活支援居住施設は、この二つの視点から、従来の行政施策が十分対応できなかった課題への対応を目指すものだと考えられる。

今回の実践事業を通して、以上の二つの視点から、困難を抱えている人たちの具体的な状況や必要とされている支援の内容が一定程度明らかにされたものと考えられる。勿論、今回の実践事業で取り扱われた事例は少なく、問題の全体像を示すためには、不十分であることは言うまでもない。しかし、少数の例であっても、問題の具体的な内容を示すことができた意義は大きいと考えている。

以下、この二つの視点について見ていく。

(1) 居宅と社会福祉施設の間にある中間形態の支援

まず、第一の居宅と社会福祉施設の間にある中間形態の支援である。

仙台市の生活保護ケースワーカーを対象とした調査において、アパートを出たり、施設や病院を出たりせざるを得ない人たちが少なからずいると認識されている。アパートから出る理由として、家賃の滞納の他に、近隣住民とのトラブル・苦情、契約ルールを守らないといったことが挙げられている。病院から出される理由として、治療の意思がないという理由のほか、ルールを守らない、他患者や職員に対して暴力的な言動・行動がある、職員のいうことを聞かないといった理由が挙げられている。施設から退去させられた理由として、利用料の滞納の他に、他利用者とのトラブル、ルールを守らない、他の利用者または職員に対して暴力的な言動がある、職員のいうことを聞かないといった理由が挙げられている。いずれの場合にも共通して、近隣住民や他の利用者との協調性がないこと、他者に対する身体的な攻撃や乱暴な口のきき方があること、ルールや約束を守らないといったことが挙げられている。

本事業に関連している先行研究として中京大学の辻井教授が行なった「無料低額宿泊所等を利用する被保護者等の利用者の状態像を明らかにするための調査研究」（平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業生活保護受給者の自立の助長に関する調査研究事業）によれば、次の点が明らかにされている。

- 無料低額宿泊所の入所者の大部分 (88.2%) において適応行動が臨床水準にあり、自立支援に向けた中心的な課題は適応行動にあることが示唆されている。
- 無料低額宿泊所では 45.2% の入所者が IQ 70 未満という知的障害が疑われる知的水準。無料低額宿泊所では、境界水準 (70-79) や平均的な水準あるケースも比較的多い。100 を超えるケースはほとんどいない。
- 無料低額宿泊所の入所者の適応行動は、知的障害の診断を有する人々と類似した特徴。一方で、その適応行動は、知的水準から期待される水準よりも全般的に低い。

最後に、今回の実践事業における業務内容の分析から、次のような点が指摘できる。

- 業務内容をそれに要した時間の多寡から見ると、多くの時間を要しているのは次のような業務となっている。
 - 食事サポート (炊事は除かれている。)
 - (外出に伴う) 安否確認
 - 社会サービス調整
 - 傾聴
 - 金銭管理
 - 相談支援
 - 互助づくりの支援
- 食事、排泄、入浴の支援のような身体介護の業務とは、質が異なる業務である。
- 社会福祉施設に入所していれば、保有する金銭や外出などには制限がかかるのが一般的であると思われるが、日常生活支援居住施設は、「居住」の用に供する施設であり、通常のアパート生活と同じ生活を支えるための支援を行う業務であり、社会福祉施設で行われている業務とは質が異なっていると思われる。
- アパート生活との比較では、孤立を防ぎ、共同生活を支えるため、傾聴、相談支援、互助づくり支援の業務が多くなっていることに特徴があるように思われる。

こうした支援は、家族と生活していれば、本人ができない場合は家族が代わって行うのが一般的であると考えられる。しかし、本来家族が持っている役割を代行する上記のような支援が、社会福祉施設にもアパートでの単身生活にも適応できなかった利用者の安定した日常生活を支えている。

以上のことから、無料低額宿泊所の入所者は、知的障害を有すると診断された人と類似した適応行動を示しており、支援の必要がある。しかしながら、居宅や

社会福祉施設いずれにおいても、近隣住民や他の利用者とのトラブル、暴力的な行動や言動、ルールや約束を守らないなどの問題から、適切な支援を行える状況にない人たちがいることが明らかになっている。こうした人たちに対して、居宅でも社会福祉施設でもない中間形態の支援を行うものとして、日常生活支援住居施設は重要な役割を果たすことが期待される。

(2) 現行制度では十分な支援が受けられない人たちの問題

現行制度では十分な支援が受けられない人たちの問題についても考える必要がある。

中京大学の辻井教授が行なった「無料低額宿泊所等を利用する被保護者等の利用者の状態像を明らかにするための調査研究」（平成 29 年度厚生労働省社会福祉推進事業生活保護受給者の自立の助長に関する調査研究事業）によれば、次のことが明らかにされている。

- （再掲）無料低額宿泊所では 45.2%の入所者が IQ 70 未満という知的障害が疑われる知的水準。無料低額宿泊所では、境界水準（70-79）や平均的な水準あるケースも比較的多い。100 を超えるケースはほとんどいない。
- （再掲）無料低額宿泊所の入所者の適応行動は、知的障害の診断を有する人々と類似した特徴。一方で、その適応行動は、知的水準から期待される水準よりも全般的に低い。
- 無料低額宿泊所の入所者に対して適応行動の支援を行う上で、困難の背景にある知的能力の問題や発達障害症状を的確に把握し、個々の特性に応じた個別支援を行う必要があることが示唆される。一方、これらの要因による適応行動や不適応行動の説明率は 5 割程度にとどまることや、境界知能や平均的知能を有する入所者であっても、適応行動の困難を示す入所者も多いことから、成育歴やライフイベントなどの環境要因の影響が大きいことが示唆される。

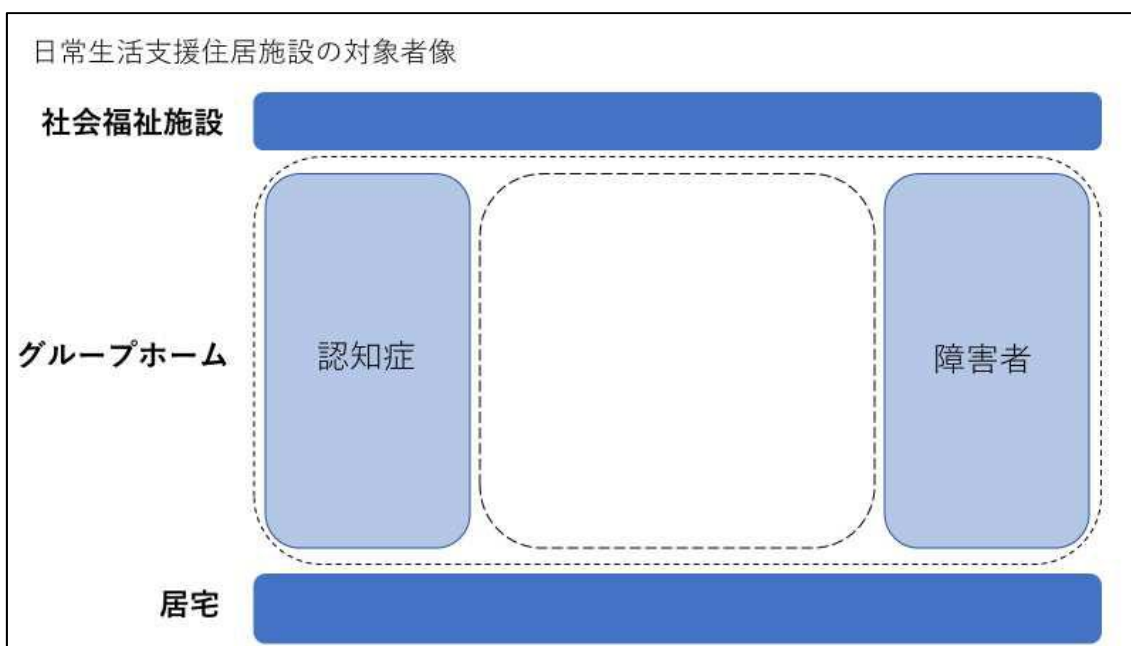
今回の実践事業における利用者は、次の特性がある。

- 年齢は 50 歳代から 80 歳代と高齢者だけではなく、要介護認定を受けている人は半分以下であり、かつ要支援の認定にとどまっている人もいる。また、障害者手帳を保有している人も多くない。
- このため、介護保険制度や障害者総合支援制度等の公的サービスを受けられない利用者も少なくない。仮に受けられるとしても必要な手続きが行われておらず、手続きの支援が必要であるとともに、サービス開始までに時間を要するケースも少なくない。

以上見てきたとおり、支援が必要であっても、介護保険制度や障害者総合支援

制度の対象者ではないため、必要な支援が受けられない人たちがいる。こうした観点からも日常生活支援住居施設は重要な役割を果たすことが期待されている。しかし、日常生活支援住居施設は被保護者を対象とする制度である。生活保護を受けていない人たちが、同居住施設で必要な支援を受ける場合には公的な支援が受けられないという問題がある。

最後に二つの視点を通じて触れておきたいことがある。第一の視点である居住と社会福祉施設の間形態としては、グループホームがある。しかしながら、グループホームを利用できる人は、障害者と介護保険の対象になる認知症の人たちであり、第二の視点で述べたように、介護保険制度や障害者総合支援制度の対象とならない人たちは利用できない現状にある。日常生活支援住居施設は、グループホームと同じような機能を果たしていると考えられることもできよう。したがって、日常生活支援住居施設の対象者像は図X-1の空白部分のように考えることもできる。



【図X-1：日常生活支援住居施設の対象者像】

○日常生活支援住居施設での支援の在り方

本事業の検討委員である支援団体（実践者）は、ホームレス支援からスタートさせ、制度と制度の狭間に陥る、主に制度活用できない人や制度につながるができなかった人たちを支援してきている。

支援対象者の共通点は、その時代、その時代によって変遷するものの、複合的な課題をかかえ、コミュニケーション能力に大きな課題があるがゆえに、社会的

に孤立している人が多いという点だ。

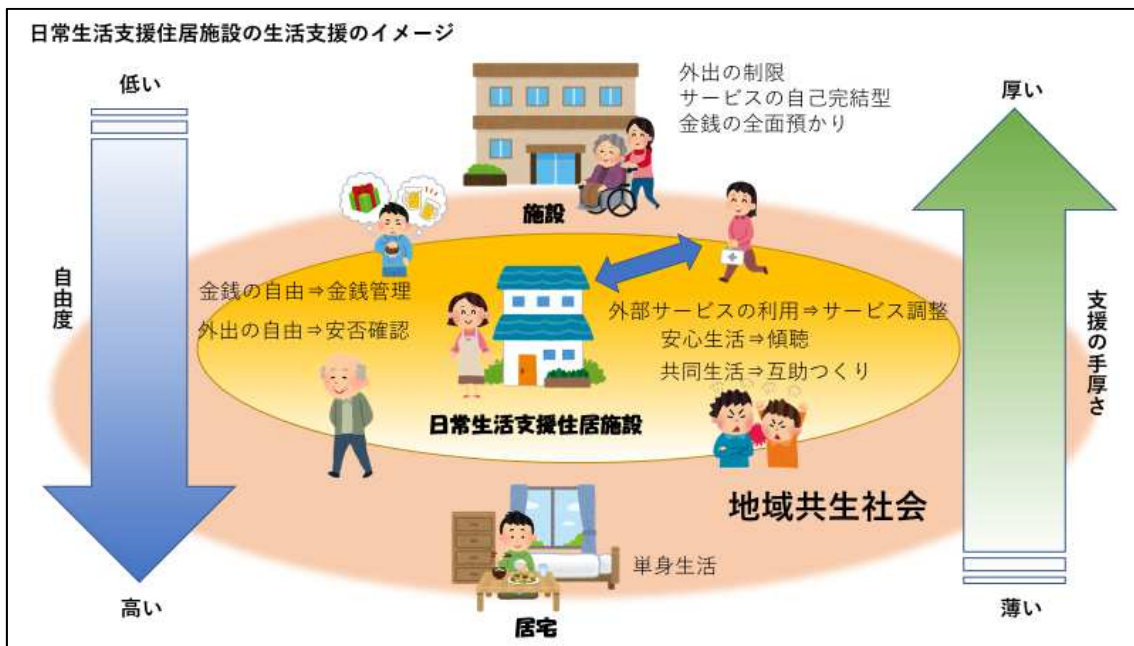
今回、日常生活支援住居施設に入居していただいたのは、50代～80代の男性であり、判断能力がすでに欠如している人を含め、何かしらの課題を抱えながら生活してきた人たちである。

パイロット事業を開始し、彼らとの共同生活がスタートするなかで、当法人として意識したことは、「入居者のこれまでの生活、生き方、生き様、考え方を否定しない」ということだった。当然、いい時代もあれば、不遇の時代も経験し、とにかく生き抜いてきた入居者は、個性的且つ独特の感性を持ち得ている人もおり、ときに入居者同士のトラブルに発展することもある。しかし、自分たちの住まいで起こった問題は全員で話し合い、その話し合いのなかで新たなルールを決め、課題解決に向けて協力していった。この経験から、日常生活支援住居施設の支援の在り方として、“入居者の課題等に目をむけるのではなく、入居者の可能性を信じるということが何より大事な支援である”ということが明確になったと思われる。

また今回の事業で、本人の意志を尊重した生活スタイルを重視し、本人の身体的、体力的、精神的にできないところ、苦手としているところを補助し、まさに家族がいれば家族が担っているであろう、家族の代替機能を担っているということも、支援記録をタイムスタディとして見える化したことでより明確になったと思われる。

そして、70ページの「まとめ 日常生活支援住居施設の役割」に『居宅（あるいは在宅）での生活を基本とし、そこでの生活ができない場合には、社会福祉施設でと考えられてきているなか、居宅か施設かの二分法ではない、どちらでもない中間的なサポート……』と記載したが、反対に「どちらもある中間的なサポートが日常生活支援住居施設における支援」とも言える。

図X-2は、日常生活支援住居施設の生活支援のイメージを表したものである。日常生活支援住居施設は、あくまで居宅であるため、門限はあるけれども外出は自由にできる。またお金についても好きなときに自由に使える。しかしながら、お金でのトラブルや服薬でのトラブルがあった場合には、金銭管理や服薬管理を徹底し、病院への通院同行をはじめ入居者の健康を第一に考え、施設的な管理サポートをする場合もある。この居宅と施設の中間的サポートが入居者の意志、そして状態に応じて濃淡がでるグラデーションこそが、日常生活支援住居施設の在り方であり、地域包括ケアシステムを体現し、なおかつ地域共生社会を体現する、高齢者、障害者等の制度の枠を超えて誰もが住み慣れた地域に住み続けるための新しい住居だともいえる。



【図X-2：日常生活支援住居施設の生活支援のイメージ】

支援内容の一つである「社会サービス調整」も、日常生活支援住居施設のパイロット事業において特徴的な支援のように思っている。現在、国で検討されている日常生活支援住居施設においても、外部支援サービスを利用することが前提であり、今回も地域の外部サービスを利用したが、その過程で特徴的な事例があったのでここで紹介しておく。

認知症の入所者が、デイケア事業所に行くことを嫌がり、その時間がくると逃げようとする行動が多発していた。そこで支援員が入居者の生活を観察し、デイケア事業所の方とも打ち合わせを進めながら、デイケア事業所への通所を「学校に行こう」と言う表現にかえたところ、本人は素直に「学校に行く」といい、元気にデイケアに通うようになったのである。

これも日常生活支援住居施設において、スタッフが24時間365日、何気ない行動を見ている結果であり、外部サービスとの連携があったからだと思っている。

また、長く路上生活をしてきた入居者は、自分の部屋に他人を入れることへ強い抵抗を示し、介護保険サービスの利用も拒んでいた。しかし職員と一緒に部屋を片付けるところから少しずつ他人を受け入れるといった変化が表れてきた。部屋を片付けた職員との関係性が構築される中で次第に職員の言葉を信じるようになり、現在ではデイサービス事業所にも通うようになった。今ではすっかりそこでのカラオケを楽しんでいる。

日常生活支援住居施設の支援の在り方として、本人の不安に根気強く寄り添うことで、関係性が構築され、外部サービスをも利用できるようになるというこ

とも付け加えておきたい。

パイロット事業を実施した愛子ハウスでは、大きく入居者の関係性に変化が表れてきている。当然ではあるが、入居したばかりのときは入居者同士もよそよそしく、他の入居者に対する不満を職員にぶつけ、中でも特に職員が支援に時間をかけている入居者へ不満をもらす人も多かった。

しかし、平成 30 年 8 月からスタートし、8 か月が経過する現在（平成 31 年 2 月）、入居者の関係性があきらかに変わっている。

調査結果にも登場している入居者 A は最近 ADL の低下が著しく、先日食堂で昼食をとっている際、椅子ごと転倒した。そこに居合わせた入居者 E ともう 1 名が A を起こし、職員が A を部屋に連れていく間、A の食器等を片付けてくれたのだ。その日の夕食時、この片付けをしてくれた 2 名が A を交代で転倒しない様に見守ってくれていた。2 名のうちの E も調査に登場している金銭管理に課題を抱える入居者である。A も E も違う課題を抱えるなかで、共同生活という環境が、疑似家族化というか、同じ釜の飯を食べた仲間というか、互助が育まれる状況になっていると思われる。日常生活支援住居施設の支援の在り方として、住まいの場を空気化していくという支援もあるのではないかとと思われる。

そしていろいろな人と共同生活をするなかで、互いを認めつつも、入居者同士で助けたり、助けられたりするなかで、自己有用感を高める効果もあるのではないかと考える。

以下、支援の在り方を箇条書きにまとめる。

【日常生活支援住居施設の支援の在り方】

1. 入居者のこれまでの生活、生き方、生き様、考え方を否定しないこと。
2. 入居者の課題等に目をむけるのではなく、入居者の可能性を信じるということ。
3. 本人の意志を尊重した生活スタイルを重視し、本人の身体的、体力的、精神的にできないところ、苦手としているところを補助し、家族がいれば家族が担っているであろう、家族の代替機能を果たすこと。
4. 居宅か施設かの二分法ではなく、どちらでもなく、且つどちらでもある中間的なサポートを担うこと。
5. 本人の不安に根気強く寄り添うことで、関係性を構築し、外部サービスを利用していくこと。
6. 共同居住という環境が入居者同士の家族化を誘発し、同じ釜の飯を食べた仲間という連帯感を創発させる。その環境が互助を育み、最終的に互いが空気のような存在同士（風景化）になること。

XI. 厚生労働省への提言

1. 地域での単身生活や社会福祉施設での生活に困難を抱えた方々の地域生活を支えるためには、「居宅」と「社会福祉施設」との中間形態である「住居施設」の有する機能が重要である。

これまで居宅か施設かの二分法で考えることが一般的であり、その中間として考えられるグループホームも、対象者が障害者か認知症に限定されてきた。しかし、「居宅での単身生活も困難であるが、制度上社会福祉施設が利用できない、あるいは利用できたとしてもルールが守れない等で退去せざるを得ない人々」が一定数存在している。こうした人たちの地域生活を可能とするためには、居宅の自由と社会福祉施設の安心という両方の性質を兼ね備え、入居者の特性や状態に合わせて柔軟に対応できる住居施設が求められる。

地域での単身生活や社会福祉施設での生活に困難を抱えた方々が地域のつながりの中で安定して生活していくためには、地域の外部サービスも取り入れながら個々のニーズに応じて日常生活の支援（家族機能代替的な役割）を実施する「住居施設」が重要である。

2. 日常生活支援住居施設の日常生活支援に支給される委託費を適正な金額に設定してもらいたい。

検討委員会では、委託費について基本サービスとその他の加算という整理をしたが、タイムスタディを実施する中で、支援内容を『基本支援業務』、『個別的支援業務』、『専門的支援業務』の3項目に分けることが望ましいと考えた。故に、各支援業務分を委託費として支給してもらいたい。但し、質の高い個別的支援業務と専門的支援業務に取り組みを進めれば進めるほど、支援事業者が得をする仕組みにし、支援業務をやらないのに委託費が支給されるという仕組みにならないような制度設計をお願いしたい。

※基本支援業務：入居手続き、契約行為、住居施設清掃・衛生管理、防火対策など、福祉的支援ではないが、最低限、事業者として実施すべき支援を想定。

※個別的支援業務：基本的な対人支援業務。主にアセスメント、個別支援計画の作成、金銭管理、食事サポート、服薬管理、買物サポート、傾聴、相談業務、互助作づくり、関係機関とのカンファレンスなどを想定。

※専門的支援業務：専門的な介助や援助等が必要な場合や福祉事務所が支援困難と考えている対象者、一般的に支援が困難な対象者（殺人、放火、性犯罪等の刑余者等）を支援するため、支援スキルの高いスタッフを配置したり、人員の増員をした場合。また支援の質を高めるために国が実施する（あるいは国が

認めた民間研修)等に参加したスタッフを配置し専門的支援業務をした場合などを想定。

3. 日常生活支援住居施設における「個別的支援業務」と「専門的支援業務」を実施するには、支援従事者に対する人材育成が必要であり、日常生活支援住居施設従事者に対して国等（民間委託を含む）で研修を実施してもらいたい。

日常生活支援住居施設の対象者は、様々な問題を抱えているため、「居宅」や「社会福祉施設」のいずれからも取り残された人たちであり、こうした人たちへの支援を行う職員の人材育成は重要な課題である。社会福祉に関する知識をはじめ現場経験等が必要であるため、最低限、必要な知識を身につけるための研修を実施してもらいたい。内容については、国が全国社会福祉協議会に委託をしている社会福祉主事任用資格等の研修等もあるが、より実践的な民間研修（NPO法人ホームレス支援全国ネットワークが実施している伴走型支援士、NPO法人すまい・まちづくり支援機構が実施している寄りそい支援検定研修制度等が実践に即した研修として必要である。

4. 日常生活支援住居施設は、被保護者のみならず、住み慣れた地域に住み続けたいと考える人の誰も（特に低年金で生活する低所得高齢者）が入居できる支援付き住宅として、検討をいただきたい。

日常生活支援住居施設は、生活保護の被保護者のための住居として検討されているが、2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、そのうち低年金で生活する独居高齢者が増えることを想定すると、早い段階から被保護者に限らず、住み慣れた地域にできる限り住み続けたいと考える、独居生活は難しいけれども介護施設に入居するまでもない低所得高齢者等を対象にし、地域包括ケアシステムのなかにおける支援付き住居というものを確立すべきである。

また虐待を受けて育った者や、親子関係がうまくいかずに引きこもりになっている者、8050問題など、現代社会においては「家族」が孤立することにより様々な問題が生じている。日常生活支援住居施設は、家族の代替機能を地域において実践するものである。今後はそのように地域で孤立してしまった家族の受け入れなど、多様なニーズに対応できる形がより一層求められる。

編集・発行

特定非営利活動法人ワンファミリー仙台

〒980-0802 宮城県仙台市青葉区二日町 4-26

リバティールイツ二日町 102

Tel 022-398-9854 Fax 022-398-9856

平成 31 年 3 月